

第121回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第3日)

令和7年6月11日(水曜日)

出席議員 (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	小 林 裕 和	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	千 種 和 英
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
	書記	坂口純大		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	江見秀樹
	教育長	大森一繁	総務課長	笹谷一博
	情報政策課長	時政典孝	企画防災課長	大下順世
	税務課長	大上崇	住民課長	福岡真一郎
	健康福祉課長	間嶋節夫	高年介護課長	山崎二郎
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	諏訪弘
	建設課長	平井誠悟	上下水道課長	古市宏和
	上月支所長	大上千佳	南光支所長	豊岡敏弘
	三日月支所長	稲田俊美	会計課長	森田和樹
	教育課長	三浦秀忠	生涯学習課長	高見浩樹
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第1. 一般質問

午前10時00分 開議

議長（千種和英君） おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様には、昨日に引き続き、ご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴の際、守るべき事項を遵守いただき、静粛に傍聴いただきますよう、お願いします。

それでは、本日の日程に入ります。

日程第1. 一般質問

議長（千種和英君） 日程第1は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告に基づき順次、議長より指名します。

まず、初めに、7番、児玉雅善議員の発言を許可します。児玉雅善議員。

〔7番 児玉雅善君 登壇〕

7番（児玉雅善君） おはようございます。7番議席、日本共産党の児玉です。

通告に基づいて、質問させていただきます。

今回は、地域公共交通の利用促進と姫新線等鉄道の利用促進について、お伺いします。

現在、本町では外出支援事業としては過疎地有償運送事業のさよさよサービス、江川ふれあい号、コミバス等がありますが、先日、ある住民の方から、さよさよサービスのチケットについてご相談を受けました。年末に、ご主人が亡くなられ、さよさよサービスのチケットが2冊、丸々残っている。これは町で引き取ってもらうことはできないかということでした。健康福祉課で聞いたところ、引き取れないし、本人しか使えないというお答えでした。残っているチケットは紙くずになるということです。そこでお尋ねします。

まず、さよさよサービスや江川ふれあい号、コミバス等の利用状況と推移。

次に、利用方法、チケットの発行数と実際の利用数の差異はどのくらいあるのか。

死亡等で使用できなくなったチケットを町が引き取る制度はできないのか。

せめて配偶者等の家族が利用できるようにするべきではないだろうか。

さよさよサービスは隔日の運行となっています。病院の予約日の関係などで不便という声をたくさんお聞きしています。これも何回も一般質問等で取り上げることでございますが、毎日運行にするべきではないのか。

そして、高年大学は月1回、木曜日の開校となっていますが、免許返納なので車のない方にとっては、交通手段の確保が問題となっています。さよさよサービスの運行日ではない地区の方のために、送迎の方法を考えるべきではないのか。以前は、町のマイクロバス等で送迎していたと聞いています。受講者の増加も見込めると思います。再開を検討するべきではないでしょうか。

また、鉄道では、姫新線と智頭線の利用促進事業として、片道乗車券の助成があります。

5人以上であった利用が、今は、2人以上と改善されてはいますが、この利用状況の推移はどうなっているのか。

買物等のため、1人で利用したい方も多いと思います。1人でも利用可能とする。また、5日前までに申込みチケットを渡すのではなく、回数券などを使うなど、仕組みを考えるべきではないのか。

以上、この場での質問とさせていただきます。

再質問は、所定の席でさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（千種和英君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 改めて、おはようございます。本日も、どうぞよろしくごお願い申し上げます。

それでは、一般質問最初の、児玉議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、地域公共交通の利用促進と姫新線等鉄道の利用促進についてということですが、まず、佐用町の地域公共交通は、JR 姫新線、また、智頭急行の鉄道交通を柱に、町が独自に行っておりますコミュニティバス、さよさよサービス、タクシー運賃助成、この3つの外出支援サービスによって構築をしているところでございます。

まず、1点目のさよさよサービスや江川ふれあい号、コミュニティバス等の利用状況と推移ということですが、利用回数で申しますと「さよさよサービスと江川ふれあい号」が令和元年度あたりまで1万3,000件あたりで推移をしてきたものが、令和2年度から1万1,000件で推移をするようになっております。ちょうど、コロナ渦の時期と重なっておりますので、行事の減少により利用者が減ったものが、その後も続いている傾向にあります。コミバスについても令和元年度までは1万3,000件以上あったものが、約7,000件まで減少傾向にありましたが、令和6年度には約1万件にまで回復をいたしております。

次に2点目の利用方法、チケットの発行数と実際の利用数ですが、さよさよサービスを利用するには1冊10枚セットの利用券を購入していただき、利用日前日の午後3時まで予約センターへ連絡の上、ご利用をいただく仕組みとなっております。利用数は先ほど述べたとおりでございますが、これは、年度別の発行数に対する利用率で言いますと、令和4年度が89%、5年度が91%、6年度が85%の状況であります。なおおむね1割が年度で見ると使われていないという状況もうかがえるわけですが、購入してから使用するまでの、これ期限がありませんので、時間差があり、前年度の分を利用するというのもございますので、1割全てが無駄になっているというものではないというふうに推測をされます。

次に3点目と4点目の死亡などで、利用者が死亡されたというようなことで、使用できなくなったチケットを町が引き取るか、制度ができないか、せめて、配偶者の家族が利用できるようにするべきではないかというご質問であります。このことにつきましては、先日、岡本議員の質問にもお答えをさせていただいたところでございますが、交通弱者への、この支援を目的とする福祉サービスとして、この事業は運営をしております。そのために、利用料も非常に安く設定をし、運行にかかる経費については、多額の公費をかけて、運行しているという状況でありますので、利用者の皆さんにも、そうした未使用になった。券が残ったということについても、それまで、そうした安く利用していただいたということも踏まえて、払戻し等についてはご容赦いただきたいということをお願い申し上げます。

ただ、その後、昨日、担当者とも状況について、再度、私のほうが聞き取りをいたしました。

そういう中で、さよさよサービスのチケットと、また、タクシーのチケット、これは全く同じチケットと言っても違います。タクシーは回数制限もさせていただいておりますし、1枚100円にならないんですけれども、12枚つづりで1,000円ということになっておりますけれども、それを持って、例えば、2,000円、3,000円のところでも使えるわけです。

ただ、さよさよサービスについては、1枚300円というのは、1回の乗車券です。これは。乗車券であるなら、このさよさよサービスの券については、ご家族等が使われても、特に大きな問題はないではないかと。ただ、払戻しができない。ご容赦願いたいというのは、やはり窓口で、いろんなところで持って来られて、残った枚数が3枚、5枚残っていますよとか、それを計算して、見て、何百円かお金を返すと、そのお金を管理していかなきゃいけません。少額であっても、窓口にとっては公金でありまして、その窓口、1か所にするわけにはいきませんので、支所でありますとか、本庁の担当、福祉課に1か所にまとめればいいんでしょうけれども、そうすると、また、皆さんも非常に不便になりますので、そうした払戻しは、これはご容赦いただきたいと。事務的な煩雑さ、それから確認、そういうことが事務的な大きな負担になってまいります。

ただ、利用については、これは利用をしていただけるようにすることが可能じゃないかということで、昨日、担当者のほうとは話をさせていただき、指示をしております。

ただ、この利用券についても、利用される方の、その方に対しての販売をしておりますので、名前をちゃんと明記しております。ですから、新たに、券を使われる方が、これは窓口に来ていただいて、以前のご主人ならご主人の名前から奥さんの名前に変更をするという、それは使用者の変更は、手続きはさせていただく。こういうことで、さよさよサービスにつきましては、そうした利用を可能にしたいというふうに、変更させていただきたいと思っております。以上です。

次に5点目のさよさよサービスの隔日運行、これ、病院の予約日等の関係で不便なので、毎日運行、この件は、もう何度も何度も、こういうお話をいただき、当然、病院の診療の予約の関係でご不便だということは、重々分かっておりますけれども、なぜ、これはできないか。しないか。このことも何度も何度も、私も皆さんにご説明をさせていただいております。これは、少しは、説明については、ご理解をいただいた上で、質問をいただきたい。

その理由が、なぜかと言いますと、やはり、佐用町の地域公共交通というのは、タクシー、鉄道、そして、町の、この3つの外出支援サービス、この3つで成り立っているということ。その中で、タクシーの事業者に対して、このタクシーとも共同をはからなきゃいけないと、そういう意味で、ことで、隔日で運行をしているということを、皆さんに説明をさせてきていただきました。

だから、もし、児玉議員が、なおかつ、これを隔日を、毎日の運行をと言われるのであれば、そのタクシーに対してはどうするんだということも含めて、提案をいただきたいし、そうした発言をいただきたい。そのことを、まず、お願いしておきます。

少なくとも、町内には、タクシー事業者、今、2社（第1答弁の最後に4社に訂正あり）になって、少なくなりました。

しかし、このタクシーも非常に町民にとって大切な公共交通であります。その運営においても、事業においても、行政としても、十分配慮をする必要が、私はあるというふうに考えておりまして、このタクシー事業者にも協力をいただいて、佐用町の地域内公共交通、これを一体的に、これに取り組んでいくということ、これからも、そういう形を持続していかなきゃいけないということで、さよさよサービスの毎日運行については、これは、できない。避けるべきだということを、何度も申し上げてきたところですから、これは、ぜ

ひご理解をいただきたいと思ひます。

次に6点目の、高年大学にかかる交通手段の確保についてということですが、以前は町のマイクロバス等で送迎していたと聞いているということですが、これ、児玉議員も十分ご存じだったと思うんですけども、旧南光町の時代に、送迎をされていたということは、私も聞いております。

ただ、合併して、それぞれ、旧町で、4町で開催していたものを、1か所で一般教養講座というのを統合して実施するということになった時に、1つの、それぞれ旧南光町だけが運行されていたわけですけども、やはり広がった町内、これだけ旧南光であれば、マイクロバス、上流から下流まで運行すれば、大体、割合、単純な形の運行計画でできるんですけども、これだけ広いところで、どこにも、そういうバスを運行するということは、これは難しい。できないということで、その当時の関係者、いろいろとご相談をさせていただいて、協議を重ねた上で、この送迎はできないということに決定したということになります。

当然、送迎があれば、それは、受講したい方、交通手段のない方にとっては、それは、参加が増えるということは、それは当然のことですけれども、先ほど、申しましたように、佐用町のこんなに広い谷谷があるところに、それまでに、全部公平に同じように送迎のバスを運行することがどういうことか、これは議員も十分、お分かりいただけると思ひます。多くの車両と人員というのが、本当に必要であります。

今、2年に1ぺん、佐用町の敬老会、行事を行っております。この敬老会行事で、一番大変な職員たちが気を使ってやっているのは、各地域での送迎です。あれだけの送迎バス、送迎を車両を確保して運行計画をして、そして、隅々まで送り迎えをするという体制、これが、やっぱり敬老会の本当に一番大切な、大変な作業というのか、仕事になっているわけです。

そのことを、毎月、毎月、本当にできるかと、そういうことまでして、本当に、町は、なかなか担当者も、これはとても対応できません。そういうことを十分ご理解をさせていただいて、今、少しでも皆さん方、参加はしていただきたいし、それぞれ車が、まだ、十分に乗車できる方、その方たちが乗り合いで来ていただいたり、みんなが努力していただいておりますので、皆さんには、少しでも、そういうところに参加していただくということ、これは、さよさよサービスも使っていただけるわけですし、お金がかかりますけれども、タクシーの助成もしております。そういう公共交通も活用していただきながら、ぜひ、たくさんの方に参加していただきたいということで、送迎バスの運行ということについては、これは不可能です。

次に、7点目と8点目のご質問であります、鉄道の片道乗車券支給事業に関する質問ですが、一括してお答えをさせていただきます。

鉄道片道乗車券支給事業ということにつきましては、鉄道の利用促進を目的として、町民の皆さんのマイレール意識を醸成するために運賃の一部を助成する制度でございます。令和5年度には5人以上から2人以上でもご利用いただけるように、制度の改正をしたところでございます。

まず、制度改正による利用状況の推移ということについてでございますが、コロナ禍前は、年間およそ50件500人程度のご利用がございましたが、コロナ禍で利用は、当然、一時、非常に落ち込みましたけれども、制度を改正した令和5年度には176件671人と増加し、昨年度、令和6年度におきましても、210件815人の方にご利用をいただいております。

こうして利用者数につきましては、増加をしている状況でございます。

これは、当然、コロナ禍が落ち着いたことに加えまして、制度の改正によって、より気

楽に鉄道がご利用いただけるきっかけづくりをしたと。

次に、お一人での利用のご要望や、回数券の導入に関するご提案ということでございますけれども、本制度の目的は、先ほど、冒頭、申し上げましたように、鉄道の利用促進を図るとともに、片道切符を支給というのは、鉄道を利用させていただく、普段は鉄道をご利用されていない方、マイカーの方、こういう方にも、鉄道を利用をするきっかけづくり、それをつくって、姫新線、JRも非常に車両も、もう大分古くなってきました。それでも、以前と比べると新しい車両になり、姫路まで1時間ちょっとで、当然、運行時間、それぐらいに短縮もされて、途中での乗り換えがあったりする場合もありますけれども、やはり非常に、皆さん便利に使っていただいているところがあります。そういうところを見ていただきたい。こういうことを、目的としております。

いつまでも無料で、ただ助成をするというような考え方ではないわけであります。

そういう形で、少なくとも、2人ぐらいで、一緒に利用していただくことが適当ではないかということにしております。

この切符も、申し込んでいただいて、職員が切符の手立てもさせていただいておりますので、その点についても、ある程度、複数でご利用いただくということは、ご理解いただきたいと思えます。

また、次の回数券の導入ということにつきましては、JR西日本が令和4年9月30日をもって回数券の販売を終了している状況でございます。そういうことで、当然、回数券は、もうありません。

加えて、申請の期限につきましては、スムーズな切符の手配や郵送、受け渡し等にある程度の時間が必要となりますので、ご利用いただく方の利便性も考慮して、以前は利用日の20日前までとしておりましたところ、2週間前までの申請を可能にするように改善をさせていただいたところです。

先ほど申しましたように、事前に、職員がこの切符を購入して、お渡しをするという、非常に手間をかけています。この点は、そういう事務的な処理をする期間が要するという点、このへんは、ご理解をいただきたいと思えます。

そういうことで、5日前までの申請受付ができるかというようなことを、ご要望されておりますけれども、事務処理上、これはできないということでございます。

以上、ご質問に対する答弁といたします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） すみません、タクシー2社と申しましたけれども、社名は4社あるんです。

ただ、実質経営なのは…も4社ですか。申し訳ないです。タクシー業者は…、あっ、三日月もありますからね。それから、福祉タクシーというのもございます。訂正させていただきます。タクシー4社、中尾タクシー、佐用タクシー、三日月タクシー、それから福祉タクシーとしてのあやとり、失礼いたしました。以上です。

議長（千種和英君） 再度、お願いしておきます。

傍聴者におかれましては、傍聴の際、守るべき事項を遵守いただき、静粛に傍聴いただきますよう、お願いいたします。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） まず、さよさよサービス、チケット、遺族の方等も利用できるようになるということで、この件は、本当にありがとうございます。

しかし、本当に、家族が使えるということは、家族のない方にとっては、やっぱり紙くずになることもあり得るので、その公金を扱う、公金ということで、職員の方に負担がかかるの分かるんですけども、できれば、再度、見直していただきまして、返金いう形でできるようにすれば、一番いいかと思います。この点も合わせて、今後の検討材料として、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、タクシーなんですけれども、以前、タクシーの不正のあれがありまして、改善されたと思うんですけども、最近、私も、不正の件は、あんまり聞いてはいないんですけども、そういった不正、今はもうなくなっているのかどうかということと、それと、タクシーについて言えば、送迎料金、これがタクシー会社によって、多少、扱いが違うようなんですけれども、そういった面の個別、こういった基準になっているのかということと、それと、この送迎料金が、やっぱり高額になるケースもあるかと思います。石井の奥とかね、そういった遠隔地になると、どうしても送迎料金も高くなります。そういった面では、助成等は考えられないのかどうか、ちょっと、お伺ひします。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） まず、送迎料金の件については、後ほど、ちょっと、担当課長のほうから回答をさせていただきます。

以前に、このタクシー利用助成券の不正の請求があったということで、その後、担当課のほうで、制度の改善を行いまして、さらに、監査をしっかりするように、そういった体制も組んでおります。

町の監査委員さん、それから、議選の監査委員さんもいらっしゃいますけれども、その監査でも年に一度、担当課、健康福祉課のほうが出席をしまして、適正に利用されているか、こういったことも、審査をいただいておりますので、今のところ、そういった不正利用というところについては、認められておりません。以上です。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） 間嶋健康福祉課長。

健康福祉課長（間嶋節夫君） お答えします。

送迎料金の件についてなんですけれども、陸運局の基準に基づき、適正に運行されております。以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） それでは、その陸運局のあれでよるとは書いてあるんですけども、調べてみましたところ、（聴取不能）その各タクシー会社に、現実的に、その送迎料金を取るのか、取らないのか、そういったことは任されているようなんですけども、町のタクシー業者各社の実態は、どうなるんでしょうか。そこらへんのとこ。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） 間嶋健康福祉課長。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（千種和英君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） 以前に、不正の事件があった時に、かなり密に勉強しまして、対応させていただきましたので、私が、代わりに答えさせていただきます。

迎車の料金につきましては、送迎という言葉と迎車という言葉がありますけども、陸運局とか、それから、国交省関係では迎車というふうな呼び方をしております。

これにつきましては、タクシー会社に一任されているということは、おっしゃるとおりであるんですけども、あくまで、利用される方とタクシー会社との両社の合意を得た上で、料金が取られるというふうになっておりますので、佐用町に関しても、そういったことについてまで、タクシー会社に一律にやめるとかいうことは申せませんので、利用者の方と合意が得られた場合については、求めてもいいというふうに指導はしております。

その中で、利用はどうかということなんですけれども、詳しい利用状況については、現在、把握しておりませんが、以前はございました。ということで、町民から不正に料金を取られたという言い方をされたんですけども、これは国で認められていることですので、今度、そういうことがあったら、タクシー会社と、よくお話をして、料金を支払ってくださいということで対応しております。

現在の状況につきましては、ちょっと原課から離れておりますので、よく把握しておりません。以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

それでは、次に、高年大学等のことについて、再質問させていただきます。

高年大学の送迎の件なんですけども、高年大学の時に、全町全域に渡って、送迎バスにされてやろうというのではないんです。さよさよサービス運行を木曜日にしていない地域の方で、車がないとか、一緒に乗せていってもらう方がないとか、そういった方がある場合に、希望があれば、送迎を出したらどうかということなので、そういうのはできないのかどうか、もう一度、お願いします。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（千種和英君） 高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） お答えさせていただきます。

高年大学の送迎の件でございますが、調べさせていただきますと、高年大学のほうが平成 27 年に各教室と言いますか、旧町単位で教室がございまして、それを 27 年に統合したわけでございますが、それに先立ちまして、代表者の方と様々な協議を行っております。

それで、平成 27 年に統合したわけでございますが、調べますと、平成 25 年に各代表の方、お集りいただいて、いろんな協議をする中で、町内で 1 地域だけで、そういう送迎がされておったということで、それも議題として取り上げられまして、その中で、1 か所に、そういったサービスをする、全てのところで、そういうサービスをしないといけないということになるということで、それはやめましょうということになったということでございます。

児玉議員がおっしゃるように、さよさよサービスの送迎がない、木曜日に運行がないのは、佐用地域と上月地域の幕山を中心としたところになろうかと思うんですけれども、それだけでも、希望者だけと言いましても、町長の答弁にもございましたが、町域が広大でございますので、運行が難しいのではないかなというふうに考えるところでございます。以上でございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

昨日の高見議員の質問でもありましたけれども、高年大学だけじゃなしに、生涯学習の取組、いろいろございます。参加される方は、高齢者の方が非常に多いと思うんですけれども、これ（聴取不能）認知症予防の見地からも大変有効な取組であると思います。

また、一方、昨今、高齢者による事故等が非常に相次いでいます。事故を未然に防ぐためにも高齢者の免許返納を進めるべきだと思うんですけれども、そのためにも高齢者等の移動手段として、地域交通手段を、より便利で使いやすいものにしなければなりません。こういった面の拡充を、さらに使いやすいようにするように制度の仕組み等、もう一度考えるべきところは考えて、確立していただくようお願いしまして、今回の私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（千種和英君） 児玉雅善議員の発言は終わりました。

続いて、10 番、廣利一志議員の発言を許可します。廣利一志議員。

〔10 番 廣利一志君 登壇〕

10 番（廣利一志君） 10 番議席、立憲民主党の廣利でございます。

今日は、2 つの質問をさせていただきます。

まず、こちらのほうからは、指定文化財の維持・管理の状況、調査の実情はということで質問をさせていただきます。

文化財のもたらす影響、「誇りの醸成」「魅力の創出」など「わがまち佐用」「ふるさと佐用」などに対して大きな効果となると考えます。それらを実現するため、取組策、改善策

について町長、教育長のお考えをお聞きします。

まず、上月支所での保管、調査状況、その保管されているものの展示公開をもっと積極的に行うべきでは。

当時の大広小学校の敷地の高畑2号墳から出土の「双龍環頭太刀」の公開、展示のお考えはありますでしょうか。お聞かせください。

小学校、中学校では文化財に触れる、授業としてどう取り扱われているのか、お示しをください。

文化財の所有者もしくは自治会などの団体が基本的には、日々の維持、管理を行っていますが、それがなされていない文化財への対応について状況を教えてください。

例えば、県指定文化財であるんだけど、弓の木というのがあるんですけども、例えば、この弓の木です。

指定文化財への維持、管理についての状況確認等ほどの頻度で教育委員会としては行っているのか。

そして、指定文化財ではないが貴重であったり、保護を必要としているもの、言い換えれば文化財候補としては何件かあり、適切に状況調査がされているのか。また、それらの文化財指定の見通しについて、状況を教えてください。お願いします。例えば、茶屋の慶雲寺の「庚申さん」、例として挙げさせていただきます。

指定文化財への関心喚起として、今後、考えられるものとはということで、例えば、町内の文化財をテーマにした講演会あるいは展示会。文化財を、佐用町をもっと知っていただく、そのことで観光であったり、移住のきっかけとして考えたり、そんな取組の現状と今後の計画について、お考えをお聞かせ下さい。

再質問は、所定の席からさせていただきます。

議長（千種和英君） 大森教育長。

〔教育長 大森一繁君 登壇〕

教育長（大森一繁君） それでは、廣利議員の指定文化財の維持・管理の状況、調査の実情はについてのご質問にお答えいたします。

佐用町では、第2次総合計画において、まちづくりの基本目標として「自然と歴史・文化を守り生かす きらめきの郷づくり」として、佐用ならではの「資産」に磨きをかける、歴史環境の保存と美しい景観づくりを施策の方針として歴史の継承事業を通じて「まちの活性化」に取り組んでいるところであります。

このような背景のもと、平成29年10月13日に「利神城跡」が国の指定を受けたことを契機として、全町域の歴史的・文化的資源の保存と活用による地域の活性化及びその資源を未来へ伝承するための施策を検討・展開しております。具体的には、町の誇り、さようブランドを醸成していく、「佐用の歴史と文化を磨く未来伝承プロジェクト」を推進しており、佐用の歴史を「守る」「学ぶ」「活かす」「磨く」という4つのコンセプトに基づいて展開しています。このプロジェクトでは、町内全域にわたる歴史・文化遺産や魅力ある地域資源の掘り起こし、後世に伝えたい地域資源について、ワーキングチームを立ち上げ、全課的な視点から国、県、町の指定文化財はもちろん、有形、無形を問わず、また、指定はされていないものの、同様の価値のあるものや、普段、我々が自然に接している里山や棚田等の農村景観や町並みなども先祖から引き継いだ貴重な歴史資源ととらえ、これらを未来へ伝承することや活用することを目的として取組を行った経緯がございます。

それでは、議員ご質問の1点目ですが、上月支所における保管、調査のものの展示公開

をもっと積極的に行うべきでは。当時の大広小学校の敷地の高畑2号墳から出土の「双龍環頭太刀」の公開、展示のお考えはについてでございますが、佐用町文化財保護条例第3条2項においては、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、公共のために大切に、可能な限り公開するなど、文化的活用に努めなければならないと示されています。

ご質問の同太刀につきましては、専門機関による保存処理が施されているものの、長い年月を経ており、非常に脆弱な状態であるため、展示には安全性と安定した環境条件が求められます。町内には現在、温湿度管理・照明・害虫対策などを備えた博物館機能を有する施設が整備されておらず、一般公開については限定的とさせていただいている現状であります。

しかしながら、文化財の公開や利用、活用が地域への理解や愛着を深める契機となることは意義深いものと考えており、今後も学校や地域団体等から具体的な依頼や要望があった場合には、可能な範囲で対応してまいりたいと考えておるところでございます。

2点目のご質問、小学校・中学校では文化財に触れる、授業としてどう扱われているのかでございますが、町内の小・中学校では、学年や教科の特性に応じて、地域の歴史や文化財に親しむ学習活動が行われています。

例えば、小学校低学年では、生活科の「町たんけん」を通じて、平福の町並みや上月城、農村歌舞伎舞台、三日月藩乃井野陣屋館などの見学など、地域文化に直接触れる機会を設けております。中・高学年では、社会科や総合的な学習の時間に、利神城跡、東徳久の天一神社、瑠璃寺などを題材に調べ学習が行われています。

また、小学6年生と中学1年生が合同で取り組む「ふるさと地域探訪」では、史跡の見学や皆田和紙の紙すきなど文化体験を通じて、郷土の魅力を学ぶ機会を提供しております。このように、子供たちが実際に文化財に触れて学ぶことで、ふるさとへの理解と愛着を深める学習が継続的に行われています。

続いて、3点目のご質問、文化財の所有者もしくは自治会などの団体が基本的には、日々の維持、管理を行っているが、それがなされていない文化財への対応はについてでございますが、文化財保護法における所有者の義務としては、日常的な維持管理と適切に保存・管理する責任があり、文化財以外の個人財産と同様であります。

数多くの文化財のうち、特に重要なものとして文化財指定を受けたものについては、日常的な管理を超える修理などに係る費用が所有者の負担を上回る場合には、補助制度を活用することが可能です。

日常の維持管理が不十分で、文化財保護上支障があると判断される場合には、教育委員会として条例に基づき、管理・保存等に関する勧告及び助言することができます。また、所有者による管理が困難な場合には、管理責任者を選任することもできます。

県指定文化財である三日月のムクノキの古木、通称、弓の木についても、三日月集落の所有であり、原則として所有者である集落による日常管理が基本となりますが、所有者からの申請に基づき、兵庫県の補助制度を活用し、剪定等の整備を実施した事例もございます。今後も所有者と連携しながら、必要に応じて支援制度を活用し対応してまいります。

次に4点目のご質問、指定文化財への維持、管理についての確認等はどの頻度で教育委員会としては行っているのかについては、全ての文化財を網羅しているわけではございませんが、兵庫県においては、文化財パトロールが毎年実施されており、その結果が町にも報告されております。

また、町としても所有者からの連絡により相談を受けた場合や、職員が指定文化財の近くを訪れた際に不定期で現地確認を行っております。また、文化財保護法第54条により、行政庁の求めに応じて文化財の現状などを報告する義務もございます。

これまでにも、指定天然記念物において樹勢の衰退などによる指定の解除や現状変更が

生じた例が複数ございます。こうした事例を踏まえ、今後は必要に応じて段階的に巡回・把握を行っていく方向で検討してまいります。

5点目のご質問、指定文化財ではないが貴重であったり、保護を必要としているもの、言い換えれば文化財候補としては何件かあり、適切に状況調査がされているのか。また、それらの文化財指定の見通しについては、これまで、昭和55年の佐用郡文化財保護審議委員会の設置をきっかけに昭和58年を第1次として、4次にわたる文化財指定調査を大規模に実施し、その中から文化財保護審議委員会による審議を経て指定されたものが、現在の指定文化財の大半を占めております。この過程で、ほとんどの分野にわたる調査が行われております。

ただし、指定候補として挙がってこなかった物件が新たに発見されることもあり、その場合には、個別の申請に基づいて調査や指定の手続きを進めております。ご質問にございました慶雲寺の「庚申さん」についても、かつて候補物件の1つとして挙げられておりましたが、結果として指定には至っておりません。

お尋ねの未指定の文化財候補としては、150件ほどがございます。

6点目のご質問、指定文化財への関心喚起として、今後、考えられるものは。例えば、町内の文化財をテーマにした講演会あるいは展示会についてであります。地域の歴史や文化への理解を深めていただくことは、文化財の保護や継承において重要であると認識しております。

先に述べましたように「佐用の歴史と文化を磨く未来伝承プロジェクト」では「守る・学ぶ・活かす・磨く」の4つのキーワードを掲げ、地域の誇りの醸成に取り組んでいます。

歴史的な講演会としては、地域づくり協議会などとの連携による講演会の開催、学校への出前講座、団体の要請に応じた文化財施設の臨時開館や現地説明、さらには、町外機関の依頼による講演や山城等の遺跡を対象とした現地解説など、可能な範囲で継続して実施しております。

展示につきましては、町資料館等における常設展示のほか、「圏域事業」の一環として、2市2町による巡回展示「一品展示」を実施しております。

また、生涯学習課や佐用郡地域史研究会などの団体とも連携し、積極的に講演会の開催などを考えていきます。今後におきましても文化財展等実施といった広報・普及活動は有効な手段と捉えつつ、まずは、既存の取組を着実に継続し、地域住民の関心を一層高められるよう努めてまいります。

最後に、7点目のご質問、文化財を佐用町をもっと知っていただく、そのことで観光であったり、移住のきっかけとして考えたり、そんな取組の現状と今後の計画についてお考えはについてでございますが、議員のご指摘いただいておりますとおり、地域に息づく文化財を広く知っていただくことが、観光の振興や地域への関心を高め、さらには移住・定住のきっかけにつながるものになると認識しております。

現在、上月城跡については歴史的・考古学的な調査研究を進めており、文化財的価値を明らかにし、その価値を活かした適切な保護対策を進め有効な活用を検証してまいります。

また、利神城跡においては保存と適切な活用に向けた整備基本計画を専門の先生方のご指導と住民代表委員の意見をお聞かせいただきながら策定しているところでございます。こうした文化財の持つ魅力や価値を、町民や来訪者の皆様により分かりやすく発信する方法を検討するとともに、教育や観光、移住促進といった地域振興への活用を視野に入れた対応については、庁内関係部署と連携して慎重に対応をしてみたいと考えております。

文化財を「守る」だけでなく、「活かす」観点からも活用できるよう、関係機関や地域住民の皆様と連携しながら、地域全体で取組を広げていけるよう努めてまいります。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） まず、教育委員会、あるいは学芸員の皆さんが、日々、文化財についての調査をされて、それを報告していただき、活かしていくということについて、取組をされていることについて、まず、敬意を表したいな。なかなか大変な仕事で、それを、ずっと継続していただいているということについて、本当にありがたいなというふうに思います。

幾つか、今、教育長に答えていただきましたけれども、幾つかの点について、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

今、ホームページを見ると、文化財のところ、福吉の井上邸というのが国指定文化財と、なかなか、これは国指定の文化財というのは、そんなにたくさんあるわけではないし、貴重なものだというふうに思うし、その評価でホームページの一番最初に出ているのかなというふうに思うんですけども、まず、その評価、それから、先ほども、ちょっと、教育長が言っていたように、この文化財の活用を活かすというところで、この井上邸というのを、まず、どんなふうにお考えなのかというの、ちょっと、教えていただきたいのと、同様に、上三河の舞台についても、もう何年間かは、あそこで舞台を公開するというの、されていないので、ちょっと、保存状態だとか、傷み具合だとか、同じように活用策という、活かしていくということについて、まず、お考え等がありましたら、ちょっと、お聞かせいただきたいなというふうに思います。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 失礼します。

まず、先ほど、議員おっしゃられました井上邸なんです、1つは国指定文化財と国登録文化財というのがございまして、井上家におきましては、非常に貴重な文化財でございまして、これについては、国の登録文化財ということになってございます。

その違いは何かと申しますと、まずは、国指定文化財、利神城とかになります、これについては、言うたら、国が日本の文化財の中で、特に価値が高いと判断されたものを国が指定して保護する制度で、現状を維持することが優先され、規制が非常に多く伴います。

それで、登録文化財と言いますのは、平成8年に文化財保護法が改正されまして、その時に導入された制度でございまして、要は、国指定の文化財とならないものの、国土の歴史的景観を形成して、保存と活用が望まれる近代の建造物などを幅広く保護するために登録するというもので、所有者の自主性を尊重して活用を促す、緩やかな保護措置となっております、この井上家の住宅、母屋の登録有形文化財については、そのようなものでございまして、基本的に所有者も井上さん。それから、管理者も井上さんとなっております、基本的に本人、所有者が後々管理する。教育委員会の位置づけといたしましては、いろんな、そういった相談に乗ったり、国が求めている保存・活用、活用の分をどういったことするかという相談があれば、一緒になって、この町の大切な観光資源としても捉えていくことは可能ですので、そういった相談に乗って、一緒に考えればということになっております。

それで、先ほど、もう1つ言われました三河、上三河の舞台ですね、これらにつきましては、議員もご存じのとおり国指定の重要文化財と昭和50年9月3日になっております。

これらについては、所有者は地元になっておるんですが、管理においては旧南光時代から町が管理者となっております。その関係もございまして、もちろん指定重要文化財ということもございまして、過去には雨漏りの修理であったり、屋根のふき替え、それから、差しかや、かやが抜けたところへ入れたりとか、それから、建物自体が傾きがあった時に、耐震の壁の修理をしたりとか、そういったことを国の補助事業によって、国が認めれば、させていただいている経緯もございまして、そういった保存管理については、今も努めておるところでございます。

今後、活用につきましては、先ほど、井上邸と同じように、こういった今、国の方針としては、保存・活用ということも大きく前に出して、地域の大切な資源であるということですから、そういったことも、地元の方と相談しながら有効利用できたらということを考えておるところでございます。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10番（廣利一志君） 先ほどの教育長の答弁の中にもありましたけれども、指定文化財、登録されていない文化財、貴重な文化財ということについて、ちょっと、私が、何年頃というのが、ちょっと、聞き漏らしたんですけれども、第1次から第4次の指定調査というのがあって、その候補として、文化財の登録にはなっていないけど、候補として、先ほど、150件ほどあるということが言われたわけなんですけれども、確か、ちょっと、この第1次、第4次の指定調査というのが、かなり古いと思いますので、改めて、この指定調査というふうなところについては、教育委員会で決められることではないかも分かりませんが、そのあたりについては、お考え等、見解を、もしあれば、聞かせていただきたいなというふうに思います。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 失礼いたします。

先ほどの4次にわたる調査について、ちょっと、触れさせていただくんですが、教育長の説明にもございましたように、昭和55年の佐用郡の文化財保護審議委員会が設置されました。その時に、その3年後になるんですが、その時に、旧町の4町から文化財の可能性、候補を挙げていただきました。

それは、58年から、まず、1次においては、史跡、民族文化財の分野を挙げていただいて、そこでは17件、各町から集まってまいりました。

それから、2次は、60年に天然記念物の分野を挙げていただいて29件。

それから、3次においては、63年に建造物分野と絵画分野等もございました。

それから、4次は平成5年ですが、彫刻、絵画分野がありまして30件。

合計、合わせて、その各4町から出てきたのは360件ほどございました。

それで、現在、指定は74件、国、県、町の指定がございまして。あと残りについては、先ほど、お伝えした約150件ですが、その150件の中は、先ほど言いましたように、平成5

年度以降につきましては、一応、悉皆調査が終わっているということの中で、住民の相談業務とか、そういった中で、指定にふさわしい物件等ございましたら、そのたびごとに専門の先生等と相談しながら、文化財保護審議会にかけるといふにふさわしい、指定にふさわしいと判断される場合に、次の段階に進むというような形で、これまでも13年度以降はやってきておるようなことでございます。

このうちから、県指定や国指定文化財になったものも、もちろん、その後もありますので、今後は、当然ながら、事あるごとに、申請に基づいて、いろんな調査をさせていただきたいと考えておるところでございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10番（廣利一志君） これは、文化財に対するお金のかけ方というか、これは、佐用町だけということではなくて、日本全体が、実は、そこにかけるお金が、ほかの国と比べると、極端に、やっぱり少ないというふうなところが、1つは原因していると思うんですけども、例えば、文化財に登録されていく、これが町なり、県なり、あるいは国ということについては、名誉なことだし、誇らしいものだというふうに思うんですけども、気運が、やっぱり、そういう誇らしいもの、ちょっと、やっぱり名誉なものだというふうな形になる場合もあるでしょうけれども、なかなか、そういう雰囲気にならないのは、結局、お金が、やっぱり所有者なりが負担しないといけないところが大きいのかなというふうに思うんです。

それは、当然、先ほど言いましたように、国がかけるお金が少ないから仕方がないところがあるんですけども、そのところについては、教育長は賛同されますか。同じようなご意見ですか。いかがですか。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 大森教育長。

教育長（大森一繁君） 私見にはなるんですけども、やはり文化財というものに、国として、予算を置いて守っていくという機運そのものが必要だということは、私も同感ですので、今、廣利議員がおっしゃったように、そういったものが、より充実していく。そして、文化財が後世に残されていく、それは、国民にとって、町民にとって、名誉なことだというふうに、私も考えております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10番（廣利一志君） 上月支所の3階に出土したもの、あるいは古文書等が保管をされて、調査が進んでいると、なんですけれども、1つ、例を挙げましたら、双龍環頭太刀。これは、なかなか、支所の3階が博物館的な機能がないというふうなことで、結局、公開という形にはなっていないわけなんですけれども、例えば、日曜、土曜に見学したいと、そういうリクエストがあった場合、あるいは、双龍環頭太刀に限らず、古文書についても、見学し

たい、見たいという場合、それは、積極的にというか、土曜日、日曜日であっても、それは可能ということによろしいのでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 失礼します。

土日の見学、基本的には、先ほど、教育長の答弁にありましたように、求めに応じて、対応はさせていただきたいと考えておるところなんですけれども、できましたら、平日にお願いしたいところですが、これまでですけれども、実は、地域づくりからの依頼によって、担当者が立会いのもと、ご説明もさせていただいたりして、対応はさせていただいております。

お願いなんです、できるだけ平日でお願いしたいですけれども、いよいよ駄目な時は、その土日の対応も場合によって考えさせていただくということにさせていただきたいと思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10番（廣利一志君） 前、全協あるいは、一般質問でも、ちょっと、聞いたかも分かりませんが、そういう要望、希望は、土日という。

それから、佐用町外の方が、土日というふうに考えた時に、ちょっと、できなかつたという話があったりしたものですから、なかなか、常設展示で公開をしていくということ、なかなか、その機能がないからできないと、そしたら、土日対応とかで可能な限り、できればいいかなというふうに思いますので、また、何か方法を検討していただければなというふうに思います。

それから、学校での文化財と接する取組ということで、この小学校6年生と中学校1年生のふるさと地域探訪と、これが、私は、すごい積極的な意味があるというふうに思いますし、教育委員会のみならず、地域の方が、いろんな協力をしていただいて、6年生と中学1年生が、この出土したものとか、あるいは文化財、貴重な文化財に接していくというふうなところに時間を、そういう授業を設けているわけなんですけれども、もう一度、このふるさと地域探訪に限ってですけれども、ちょっと、評価というか、今後、どんなふうな取組をされていくというところについて、ちょっと、お考えをお聞かせいただきたいなというふうに思います。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 失礼します。

教育長の説明がありました小中合同ふるさと地域探訪、ここのやつでは6年度の実績ですが、いろんな先ほども出ました、国の登録有形文化財の幕山にあります石堂家の住宅に、そのよさをさせていただくために、子供たちが行きました。そして、そこで、所有者の方

の説明を聞きました。と同時に、近くにあります正覚寺というお寺ですけれども、そちらのほうにも見学で、ご住職のお話（聴取不能）。こういうことが、昨日も一般質問の中にございましたが、地域の中にある学校というような捉え方でいきますと、コミュニティスクールとして、まずは、そういった取組の1つ、それから、そういった小中連携事業、文科省も進めておりますが、そういったこととコミュニティスクール併せ持って、こういう子供たちが人数少ない中でも、いろんな多様性のある方々と接することによって、いろんな社会見学をはじめとする教育が受けれるという意味で、今後も、こういった取組については、力を入れていきたいと考えておるところでございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 私も何回か、上月支所の3階に行きまして、調査の状況だとか、お話を聞いたり、出土品を見せてもらったりというふうなことがあったんですけども、まず、冒頭に言いましたように、学芸員の方の御苦勞が、本当に大変だなというふうなことを思いました。

それで、今回の質問に際して、もう一度、この学芸員の方がまとめられた令和4年度埋蔵文化財調査年報というのを見ましたら、もう本当に、その苦勞が、本当に分かるような、細かい資料がいっぱいついておりました。

で、まず、調査、要するに文化財の維持管理、調査のほうは、もっともっと進めるということからすると、やはりこの人材が、これは、不足しているのではないかな。足りないのではないかなというふうなところを、ちょっと、思うんですけども、まず、そこについては、いかがでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 失礼します。

議員おっしゃるとおり、全体的なバランスということも、当然あります。

そういった中で、今、文化財の担当しております者は2名おります。1名は57歳、それから、もう1名は再任用で62、63歳ですね、そういった2人が専門の担当をしておるところでございますが、おっしゃられるように、この人数でやっていただいておりますが、今後を考えた場合、こういった佐用町の文化財の保護という面から行くと、継承していくということは非常に大事です。通常、学問として習ってきたことだけでは、いけない部分がありますので、佐用町の文化、風土にあった文化財のあり方というものを彼らから継承するという事は、非常に重要で、全員協議会のほうで報告がございましたように、現在1名募集していただいております。

どこの自治体においても、こういった募集はあるんですけど、なかなか人材が集まらないという現状がございます。そういった技術、知識の継承はもちろん必要なんですが、実態として、なかなか、どこの自治体も集まらないことが、非常に問題にはなっておりますけども、我々は、1年でも早く、来ていただくことによって、そういった、これまでの彼らがやってきていただいた30年の流れを継承していただきたいということを思っておりますので、今、そういった上月の支所での公開とかも含めまして、そういったことにも、

手が細かくかけられるようなことにもなりますので、今、1名で、上月城、ずっと整備をしておるのですが、なかなか追いつかない実情で、今、議員が持っておられたような報告書も整備しきれていない実情が、実際、ございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10番（廣利一志君） 学芸員の募集というのは1名、この間も、ちょっと、報告がありましたけれども、1名の募集を目指していくということなんですけれども、全体的な公務員志望が減ってきているということと、それから、例えば、公務員の中でも技能職だったり、いろいろ専門職。それから、今回のこの学芸員というのは、どこも、やっぱり必要なんだけど、なかなかそこが確保というふうなところについては、厳しいというところがあります。

例えば、継承していくというところで、人材を育てていく、自分たちで育てていくというふうなところと、何か、秘策のようなものを、ぜひお聞かせいただきたいし、定年を迎えて、再任用で、もう1人の方も定年近いということであるなら、かなり、これは、ちょっと、危機感を、ちょっと、持たないといけないかなというふうに思うんですけども、人材を育てていくというふうなところと、それから、秘策について、何か、お考えは、いかがでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） （聴取不能）。

秘策というものは、なかなか難しいんですが、やはり、1つ言えることは、佐用町の文化財の価値ですね、特に、今、国指定受けております利神城などは、非常に魅力ある山城であるということは、新聞でも書いていただいたようなこともございます。そういったところの業務に携われる、そういったことに、非常に興味の持った人材が世の中にはいらっしゃるのではないかと思います。

ですので、まず、人を集めるというところの秘策になれば、やはり、その我々の佐用町内にある文化財の価値を広く情報提供していった上で、みんなに認知してもらうということは、まず、第一かなと思います。

それから、議員おっしゃられるような、例えば、入っていただいたとしても、その後、そういった育てるということになりますと、やはり、それぞれ、今、2人いますけれども、それらにおいても、なかなか、一緒に仕事をするというふうなことができない。それぞれが忙しく、まちまちにしていくような状況があります。そういった中で、文化財担当ではないですが、室のほうに異動してきた職員が補助的に、今、携わっておりますので、そういった職員も、若い職員ですが、そういった職員も、しっかりと、その方々のやっている仕事についての知識を得るといった上で、つないでいくということも大切なという部分がございます、大した答弁にはなっていないんですが、そういったことも考えられるなどということで、よろしく申し上げます。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君）

廣利一志議員。

10 番（廣利一志君）

この維持管理をしていくということと、結局、文化財のところは、相まって、活用していく、活かしていくというふうなところが必要だというふうに思いますし、これは、なかなか、その教育委員会だけでは決められないところもあったりするかというふうに思うんですけども、それは、また、この文化財については、質問する機会があると思いますので、また、そのあたりを聞かせていただきたいなというふうに思います。

それで、最後ですけども、この令和4年度の埋蔵文化財調査年報で、中に、ちょっと、触れられているんですけども、貴重な遺跡等が災害とか、あるいは、人工的な損壊というか、要するに、これは、具体的に名前が出ております常徳寺群集墳。はて、どこかなと思いますけども、旧南光町から三日月へ抜ける坂があります。そこに、右側、東向いている池がありますけども、その西側に群集墳ですから、墓、お墓があつて、その隣に当時の食器なんかをつくっていた窯が出ているんですけども、実は、ここが太陽光を設置するための工事で損壊を受けたというふうなことがあったんですけども、結局、損壊を受けてしまったので、それ自身は、もう直しようがないんですけども、まあ、そんなことが、調査が遅れていくと、そういうことが、いつの間にか、人工的な工事だけじゃなくて、災害でもなくなってしまうというふうなことがありますので、急がないといけないのは、ちょっと、急がないといけないということなんですけども、やっぱり、人が足りないというところがあると思います。

で、そういう、その災害とか、それから、人工的に損壊でなくなってしまうというふうなことについて、これ以外にも、そういうことがあったのか、なかったのかということ。

それから、対策としては、もう調査を進めていく、地域と一体にしてやっていくしかないんですけども、改めて、ちょっと、見解等あれば、お聞かせいただきたいなというふうに思います。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君）

三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君）

失礼します。

そういったケース、大きなケース、小さなケースがあるんですが、実際、小さなことはあります。

そういった中で、例えば、今回、近いところであったのが、県指定文化財に、ちょっと、したことがございました。そういった時には、もちろん、県に報告を、すぐするわけなんですけども、そういった中で、指示を仰ぎながら、そういった加害者と言いますか、そういった方に対しての指導、それから、現状復旧、そういったことの規則に沿った指導は、きっちりと行っておるところでございます。

そういったケースは、予測できないということで、おっしゃられるように、人材不足、そういったこともございますが、普通の自然災害とかでしたら、うちの21年災害の時もそうだったんですが、要は、神戸大学を中心として、歴史資料ネットワークとかいうのもございまして、そういったボランティア活動を中心とする方々が専門的知見を有する外部機関として、佐用町にも入って来ていただいて、文化財的な価値のあるもの、文化財も含めてですけども、そういったことの守るための取組を、すぐにしていただいた経緯もござ

います。

そういった普通の誤りによる損失ではない自然災害等については、今、国を挙げて、そういった歴史資料ネットワーク等の支援をいただきながら守っていく方法が確立しつつあるのは、今、報道等で確認できる所なんですが、そういった故意ではないけれども、人による、そういったことは、今後も文化財パトロール等、県もやっておりますし、町も教育長の答弁にもありましたように、今後、できるだけ、文化財の近くに行った時には、そういった確認をしながら、できるだけ早い時期に被害を止めるということの努力はしてまいります。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 文化財の維持管理、調査ということで、固有名詞を挙げたところについては、これは、象徴的な意味で取り上げました。

実は、もっともたくさんさんの貴重な文化財があるんですけども、全部、取り上げられないということで、象徴的な意味で、幾つかのところを取り上げました。

で、また、再度、今度は、文化財を活かす、活用するという観点から、一般質問もさせていただきたいというふうに思います。どうぞ、よろしく願いをいたします。

この文化財の件については、質問を終わりたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

社協、社会福祉協議会の今後を問う。

社協の存在は今後も重要と考えるか。

赤字だから拠点施設を廃止し、職員を減らす、ではなく、町と一体と考えて、町と社会福祉協議会が一体と考えて、住民の方々が安心の砦と考えてもらうような取組、施策が必要では。

社協の現状について、定期的な議会への報告が必要と考えるが、実施可能ですか。見解をお示してください。

議長（千種和英君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、廣利議員からの社協に対してのご質問にお答えさせていただきます。

今年も、この梅雨の時期に入りました。これから、台風も、まだ、次々と襲来をしてくるかもしれません。

そういう中で、私たちの佐用町においては、平成 21 年台風第 9 号災害。あの未曾有の災害に、全国から延べ 1 万 6,700 人を超えるボランティアの方々が佐用町を支援してくださいました。災害後、すぐにボランティアセンターを立ち上げ、ボランティアの受け入れ、災害現場への割り当てなど、混乱が続く中、最前線で対応にあたり、町の復興の大きな支えとなってくれたのが、議員ご承知のとおり、「社協」こと社会福祉協議会でございます。

これらの活動は、災害がない平時から地域とのつながりを大切にし、社協と地域と行政の連携があってこそ実践できた力だというふうに考えております。

社協は、昭和 26 年に制定された社会福祉事業法に基づき、民間の社会福祉活動を推進す

ることを目的とし設置された「営利を目的としない民間組織」であります。佐用町社協では、「全ての住民が共に生き、支えあい、より豊かな生活を創り出す福祉コミュニティを実現する」を基本理念に、「福祉のまちづくり」を推進されております。

まず、1点目の社協の存在は今後も重要と考えるかということですが、当然でございます。先に述べました災害時を例に挙げますと、その重要性については、明らかであります。そして、福祉分野における社協の役割は、町民へ細やかな福祉サービスを直接実践する機関として、行政だけでは届かないことや、民間事業者や住民組織だけでは難しいことも、「社協だからこそ」取り組める町の重要な要であるというふうに考えております。

2点目の赤字だから拠点施設を廃止し職員を減らすではなく、町と一体と考えて住民の方々が安心の砦と考える取組、また、施策が必要ではないかということですが、今回の佐用町社協の対応は、経営改善を第一の目的にしているということについては間違いありませんが、深刻な人材不足に対応するための措置でもあるというふうに聞いております。

介護保険制度が始まった平成12年当時、制度が始まったもののサービスが今のようがない中、いち早くデイサービスなど、介護保険事業をスタートさせ、町民の在宅生活の支えとなったのが社協による「きらめきケアセンター」でございます。

その後25年の歳月が流れ、佐用町における介護保険の状況は当時と大きく変わっております。

例えば、きらめきケアセンターでスタートした「在宅生活を送りながら、通いで介護サービスを利用する」通所介護型サービス、いわゆるデイサービスは、現在、町内7か所に増えました。通所リハビリテーション、いわゆるデイケアは町内6か所で開設となり、小規模多機能型居宅介護事業所は町内5か所で実施と、充実しております。

これらのサービスは、「知り合いと一緒にのころへ行きたい」とか「リハビリを受けたい」、また、「お風呂へ入れるところがいい」といった、利用者の目的に合わせて希望できるため、町内のどの地域にお住まいであっても、どこの施設も利用ができます。

また、議員のご承知のとおり、佐用町は介護施設も大変整っておりまして、特別養護老人ホームが4施設、入所定員が合わせて256人、介護老人保健施設が2施設136人、介護医療院が1施設で50人の定員となっております。

町の高齢化率は高いまま人口減少が進み、高齢者人口も既に減少している中、10年ほど前には施設入所まで100人待ちとか、150人待ちが当たり前だったのに対して、今では施設利用率が100%を切るところも多く、ほとんど待つことなく入所できるようにもなっております。

独居や高齢者世帯が増えている現状では、在宅での生活が難しい方も増え、これに伴いデイサービスの利用者が減少をいたしております。これは、社協だけでなく、町内の他のデイサービス事業所でも同様の現象でございます。利用率が50%を切っているところもあるほど、ほとんどの事業所で定員割れとなってきております。

4月21日の全員協議会におきまして、社会福祉協議会から直接説明もありましたように、令和8年3月31日をもって、上月デイサービスは廃止をされるということとなっております。

しかし、町内における在宅サービスは、先に申し上げましたように、多くの民間事業所で行われており、町全体では十分ニーズに応えられる状況であります。また、利用時には事業所の送迎もあり、利用者が希望される町内のどの事業所へも行くこともできます。

社協から聞いておりますのは、他の事業者任せられる事業は民間事業者にも任せ、社協においては「営利を目的としない」社協だからこそサービス、例えば、障がいがある方を対象としたホームヘルプ事業、訪問入浴介護事業など、町内唯一の事業所としての役

割を果たしていきたいということでございます。

この点、町といたしましても、現行の福祉サービスの水準を維持するため、社協に期待をしているところでございます。

人材不足への対応という面では、佐用町社協は、職員募集を行っても応募がない、非常に厳しい現状にございます。今回の拠点施設の廃止は、廃止そのものが目的ではなくて、現在の人材を本部に集約し、人材不足を補うことによって、組織強化を図ることが1つの狙いでもあるというふうに聞いております。

町といたしましても、介護保険事業だけでなく、住民相互の支え合いである「まごころサービス」や、食の自立支援である「給食サービス」など町民の福祉や、地域での暮らしが継続できる取組について社協と引き続き継続した協議を重ねながら、町と社協が両輪となって、社会的孤立を防ぎ、必要な支援が必要な方へ届くよう、地域福祉の向上に共に努めてまいりたいというふうに思います。

最後に、社協の現状について定期的な議会への報告が必要と考えるがということでございますが、社協の事業報告並びに決算については、社協の評議員会で審議・決定をされており、そして、それらのことについては、社協のホームページや広報でも公表をされております。

町へは決算審査時におきまして、事業報告並びに決算についての資料の提出もございまずので、今後におきましては、決算議会であります9月定例会に、町社会福祉協議会助成金の決算額の報告も合わせて、社協の現状についての資料も提供もさせていただければというふうに考えます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10番（廣利一志君） 社協の現状のところと、これからのところについて、方向性というか、民間事業者の方が数多くおられますし、希望すれば、そういう施設に入れる状況にあるわけですけれども、再度、社会福祉協議会、社協と、それから、そういう事業者、社協も民間なんですけれども、それ以外の民間事業者との役割分担、連携策、それから、相互補完というところで、先ほど、町長の答弁の中にありました社協ならではのところのホームヘルプ事業、訪問入浴事業ですか、そういうところを、これは、必要なものでありますし、ほかの事業者ができていないところなんですけれども、再度、そのところについて、そのそれ以外に役割分担というふうなところで、ちょっと、社協がこれから担うべきものというふうなところについては、何か、お考えありましたら、お聞かせいただきたいなど。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） これから担うべきと言うよりか、これまでも担ってきたこと、特に、こうした、今、非常に高齢化社会の中になって、介護保険制度ができて、そして、その制度ができて、その中で、そうした介護保険サービスを、どう提供していけるか、このことからスタートしておりまして、当然、まだ、民間では、なかなか、そういう事業所も立ち上げられない中で、いち早く、社協という、町と行政との連携の中で、つくり上げてき

た。

ただ、この20何年間の間に、今、そうした福祉サービスも非常に民間でも充実してきた中ということだります。

ですから、社協が民間、社協も民間事業者という形の位置づけですけれども、やはり、社協というのは、やっぱり公的な役割を担っております。

ですから、先ほどの、例えば、さよさよサービスをやっている。それに民間のタクシー事業者がおられる。そこと、共存をしていかなきゃいけないとか、競争を、あえてお客さんの取り合いをするということではない。ちゃんと、やっぱり利用者、必要な方に、そうした充実したサービスが提供されることが大事でありまして、ですから、民間事業者にとっては、そこに、やっぱり1つの事業者としての経営的な、やはり観点も強いものがあります。

ですから、そういう事業者を、今、非常に減少している中で、社協がほかの事業、社協でしかできないこと。先ほど申し上げました、廣利議員もお話いただきました、なかなか採算性の取れない、しかし、利用者にとっては、この事業、絶対にこれは必要、ほしい、本当に生活する上でサービス続けてほしい訪問入浴とかいうような事業を、これは、やっぱり社協がしっかりと、これからも維持していかなきゃいけない。

だから、そういうところにも人材を確保していくということ、こういう努力は、これから引き続いて、社協はもともとやっていますし、社協自体の、私は役割だと思っております。

そのために、社協に対しても、民間と言いながら、当然、社協も運営におきまして、町が毎年社協に対する助成金を交付して、そうした採算性だけお考えるのではない事業運営ができるように、町行政としても手当を、補助をしているというところがあるわけです。それは、十分、社協は分かっていただけで、社協という形での、そうした福祉サービス、福祉の、民間の福祉サービスの、また、1つの基準となるような、福祉サービスの基準となるようなところは、しっかりと社協が押さえていくという、その役割も果たしていただいておりますので、今後も、そういう役割が社協の役割として、これからも、しっかりと、社協を運営していただきたいということを、私も社協に対しても申し上げております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10番（廣利一志君） 社協に限らずですけれども、介護人材、介護業界の中で、やっぱり、人材不足というのは、ますます採用等が難しい。あるいは、人材確保というようなところについて、やっぱり厳しいというふうなところが言われています。

人材確保のために、国なりで、例えば、教員と警察官については、人材確保法案というようなものがあって、給与を一般の公務員と少し違う給与で、高い給与を保証していくというふうな形がありましたけれども、今もありますけれども、そういう対応がされていまずけれども、介護についても同様な形が、やはり、国ができないのであれば、この社会福祉協議会というのが、もう本当に町と一体なわけですから、やっぱり、その人材不足というふうなところについて、給与保証をどうしていくかというふうなところが、やっぱり一番のネックというか、必要なところなのではないかなというふうに思うんですけれども、ここについて、お考えはいかがでしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（千種和英君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） お答えいたします。

介護人材不足、お給料のことですが、国は、お給料を上げるという方向で、介護報酬の引上げが行われました。

それは、令和6年度から引上げが行われております。その適切に引上げとなった報酬が、適切に働き手に渡っているかという、今度、公表、事業所のお給料なんかの公表が、また、これから始まります。そのあたりで、介護報酬の引上げでお給料を上げる。これは、みんなの負担にもなってくるんですけども、人材不足解消のためには、そういった方法が取られております。

それと、社会福祉協議会ですが、社会福祉協議会は営利を目的としない民間組織と町長の答弁にありましたが、今現在も民間組織は、営利を目的としたところがほとんどでございます。そういった中で、例えば、ホームヘルプ事業とか、佐用町は広いので、移動距離が長いです。そういった町民の方から要望が、いろんな方から要望があるんですけども、なかなか民間組織では厳しいところは、全て社会福祉協議会が受けておられます。

そういったところで、町民の公平なサービスを維持しているわけです。

民間は、営利になるところは取っていただいて、それがお給料に還元できたらという具合に、佐用町の中では、進んでおります。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10番（廣利一志君） ちょっと、よく、すみません。課長、もうひとつ、よく分からなかったんです。

やっぱり、これから報酬引き上げがあったんですけども、実際、それが、その介護をされている現場の方々の報酬につながっているかどうかというのを見ないといけないというのが、まず、1つありますね。

で、着実に、その報酬が上がっているというふうなところも見ないといけないんですけども、やっぱり、介護業界の、その報酬というのが、やっぱり低いんだというふうに思いますので、これは、何か方法を考えないといけないのではないかなというふうに思います。この答弁は、もうよろしいです。これは、やっぱり、いろんな方法を、また、考えていかなくはないのではないかなと思います。

それで、最後、議会への報告についてですけども、決算資料等を提供するということですけども、先日、全協に社協の事務局長が来られて、いろいろ質疑もありましたけれども、そういう機会が、もっとあったほうがいいのかというふうに思ったりしますので、また、これは検討していただきたいなというふうに思います。いかがでしょう。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） 議会への報告ということですけども、当然、そういった要請があ

るようであれば、できる限り対応はしていきたいというふうには思いますけれども、まずは、これ、やはり、毎回、毎回、定例的に、そういうことをやるということになると、社協の職員の負担にもなってまいりますので、必要に応じて、そういったことのお申出というのは、議会全体の中でお話をいただきたいし、もっと言いますれば、これ社協さんは、健康福祉課、あるいは高年介護課管轄になりますので、産業厚生常任委員会のほうになるのでしょうかね、ちょっと、どちらになるか分かりませんが、例えば、その委員会調査の中で、審議と言いますか、していただくとか、そういったことも議会のほうではご検討いただければというふうに思っております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） まあ、おっしゃるように、そういう形も当然考えないといけないし、全体の議員の中でも、そういう形の、そういう機会があればいいなというふうに思います。以上で、私の一般質問を終わります。

議長（千種和英君） 廣利一志議員の発言は終わりました。お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後 1 時 30 分とします。

午前 11 時 49 分 休憩

午後 01 時 30 分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。引き続き、一般質問を行います。13 番、平岡きぬゑ議員の発言を許可します。平岡きぬゑ議員。

〔13 番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13 番（平岡きぬゑ君） 13 番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。

私は、2 項目、少子化対策としての子育て支援と学童保育の充実についてを質問いたします。

まず、1 点目の少子化対策としての子育て支援についてを伺います。

医療や介護、教育や子育て、災害対策や地域振興など町の「住民福祉の機関」として果たすべき役割が、ますます重要になっています。

私は、3 月議会で町の財政調整基金を町民の暮らし・教育・福祉などに使うことを求め質問を行いました。

議会後の 5 月に共産党主催の町政報告会を行った中で参加者から、「物価高騰が暮らしを直撃している。医療や介護などへの不安も切実だが、佐用町独自で保育料の第 1 子からの無償化ができない理由は何か」という質疑がありました。改めて、保育料の完全無償化を

実施できないとしている理由を伺います。

少子化対策は、佐用町の重要な町政課題です。子育て教育に係わるお金の心配を減らすことが子育て支援に必要だと考えます。

そこで、次の項目について、当局の見解を伺います。

①、全ての子供の保育料を直ちに無償にする。

②、憲法 26 条を踏まえ国の制度として学校給食費の完全無償化を求め、町独自として給食費の無償化を直ちに実施する。

③、子供のいる家庭での国民健康保険税の軽減について、子供の均等割は直ちに廃止する。

④、町独自の奨学金制度を創設する。

以上について、よろしくご回答お願いします。

議長（千種和英君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、平岡議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、最初に少子化対策としての子育て支援ということですが、まず、佐用町における少子化対策としての経済的な支援施策につきましては、妊娠から出産、出産後までの様々な場面での補助がございます。高校 3 年生相当までの医療費無料でありますとか、おむつや学用品の子育て支援券支給、学校給食費の助成や保育園の副食費全額無償化など、他の市町とも比べていただいて、それほど引けを取らない、子供の成長に応じたきめ細やかな支援を行っているというふうに思っております。

では、まず、①点目の全ての子供の保育料の無償化ということですが、先の 3 月議会においてもお答えをさせていただきましたが、保育料の完全無償化につきましては、3 月議会でお答えしたとおり、今、考えておりません。

国は、3 歳児から 5 歳児について無償化といたしておりますけれども、佐用町ではゼロ歳児から 2 歳児までについても、第 2 子以降は無償化をいたしております。また、第 1 子の未満児の保育料についても、生活保護世帯、町民税非課税世帯は無償でございます。さらに町民税均等割りのみの世帯や、所得割についても一定以下であれば、「ひとり親世帯」や「在宅障害児世帯」は、半額以下となっております。これは県下の他市町の状況を見ていただいても、かなり手厚いものでありまして、また、未満児については幼児期の家庭での愛着形成も重要であると考えておりますので、安易に完全無償化せずに、国や周辺市町との動向も見ながら進めてまいります。

次に、②点目の国の制度として学校給食の完全無償化を求め、町独自で給食費の無償化を求めるということですが、これまでにも、こうしたご質問については、お答えさせていただいておりますとおり、町としては子育てに関する様々な施策を総合的な見地から推進しているところであり、これまで同様、学校給食法の趣旨に基づき、現状の町独自の支援策を継続しつつ、保護者に給食費の一部を負担をしていただきながら、保護者と行政が、その責任を負担することで、学校給食法の目的である児童生徒の心身の健全な発達と食に関する正しい理解を育んでまいりたいというふうに考えております。

引き続き、国に学校給食費の恒久的な財政支援の創設を求め、今後、示される国の方策に沿って、町独自の施策を継続して進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、③点目の子供のいる家庭での国民健康保険税の軽減について、また、子供の均等割りは直ちに廃止するということですが、国民健康保険税の子供の均等割額につき

ましては、法律改正により、令和4年から未就学児に対する5割軽減措置を行っております。

さらに、佐用町独自の施策として、令和2年度から、乳幼児等医療費助成制度の対象を高校生まで拡充し、医療費の無料化を実施しているところであり、医療面からみると、子育て支援として一定の、当然、効果は上がっているものと考えております。

また、現在、国民健康保険法の改正により、都道府県単位での保険料水準の統一が求められており、本町におきましても、県の方針に従い、統一保険料に近づける調整を継続している状況でございます。さらなる軽減拡充には、まず、国の動向を注視しながら、慎重に取り組む必要があるというふうに考えております。

次に、④点目の町独自の奨学金制度の創設ということでございますが、本町としては、新たな、今、制度を創設することは考えておりません。

家庭の経済的状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある生徒が安心して希望する教育が受けられる環境整備のために、国や県、各種団体におきまして、既に、給付型や貸与型の奨学金、奨学金返済支援制度など様々な支援制度がございますので、まず、そういう子供たちに対しましては、そういう制度の説明と、そういう制度を利用していただけるように、促していきたいというふうに考えております。

以上で、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 佐用町は、子供が、出生数が非常に少なくなっていますが、国全体としても、子供の数というか、出生数も少なくなっています。あわせて、政府が行った国際調査で紹介されているものを読んだんですけど、日本では、その過半数が自分の国を子供を産み育てやすい国だと思わないと答えたのが、その過半数なんですね。そういう国は唯一だと。

その理由として、教育費が高すぎること。

雇用が不安定なこと。

子供を産み育てることに対する社会の理解がないことなど、教育費が完全無償で、親の働き方が安定しているスウェーデンでは97%が自分の国は子どもを産み、育てやすい国だと思っていると回答しているという点で、非常に対照的になっています。

そこで、いわゆる子育てや子供に対して、いわゆる冷たい国になっている最大の責任が、その子供や子育てに対する予算が低い水準のままされてきたという問題があります。

そこで、国の費用を上げていくというのもそうですし、併せて、今、住んでいる町で、ぜひ子供の子育てに対して予算を組んで、住みやすい町だなというふうなことになるように、佐用町で子供を産んで育てたいなと思うような町になるようにということで、具体的な提案をさせていただいているところなんですね。

基本的に、子供を産むか、産まないか、いつ何人産むのか、それは自分で決めるというのは、これは最も基本的な人権です。それを踏まえた上での質問ということで、お聞きさせていただきたいと思います。

1つ目に伺っている子供の保育料を直ちに無償にするということについてなんですけれど、先ほど、町長の答弁の中で、国のほうで保育料の無償化が3歳から5歳児。また、佐用町では、ゼロ歳から2歳児までは第2子以降は無償にしていると、そういう施策を取って、いわゆる近隣でも手厚い制度だということで紹介がありました。ご回答がありました

が、そこで、ゼロ歳から2歳児で、第1子の子供さんについては、保育料が必要になっています。そこで、具体的な点で、人数的には少ないと思いますし、金額も少ないと思うんですね。全体の保育園に通っている子供さんに対しても、いわゆる制度の狭間なんですけれど、そこらへん具体的な実態としては、以前、個々に担当者の方にもお伺いした経過もありますけれど、改めて、そのゼロ歳から2歳児で保育料が必要になっている人の実態を紹介していただけますか。

[町長 挙手]

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 1子については保育料をいただいているということ。基本的にはね。ただ、今も、私、ご回答させていただいたように、その1子であっても、こうして、生活保護世帯。また、町民税の非課税世帯。これは、全て無償にしております。

また、町民税の均等割の世帯とか所得割についても、一定以下であれば、これは半額以下という措置も取っております。

これは、やっぱり町民の皆さん、住民の皆さんの、やはり負担をしていただく公平化と言いますか、収入の、所得のある方は負担をしていただく。所得のない、そういう少ない方、その方については、負担を軽減していく。また、最終的には無償化をするという、そこは、子育てとか、こういうだけじゃなくって、全ての社会を運営をしていく上で、誰かが、ある程度、当然、収入がある方は負担が多いという、これは共産党も、そういう高所得者からは税を取ってということも、よく言われますし、負担をもっと増やすべきだということも言われますし、だから、決して、全ての方に負担を求めているわけではない。そうした、所得の少ない、子育てに非常に苦しい方々に対しての支援というのは、しっかりとやっているということ、そこは踏まえた上で、ご質問いただきたいというお願いしておきます。

その実態というのか、何人ぐらいということをお尋ねではないかと思うので、それは、担当者のほうから答えさせます。

[健康福祉課長 挙手]

議長（千種和英君） 間嶋健康福祉課長。

健康福祉課長（間嶋節夫君） お答えします。

令和6年度の実績で申しますと、378万4,010円となっております。

人数でございますけれども、これにつきましては、月によって、退所されたり、また、新しい方が入られたりして、人数が若干変動がありますが、おおむね19名ということで、実人数で言えば、19名というような数字となっております。以上です。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） ゼロ歳から2歳児というのは、いわゆる保育料のランクでいくと、未満児保育なので、保育料そのものが同じランクでも高い方々になります。それで、ラン

クでいくと、先ほど、所得がある人からは取っただいいんだというような内容だったと思うんですけど、そのゼロ歳から2歳で19人の保育料が必要とされる方というのは、最高額の方々なんですか。どういう実態にありますか。もうちょっと、詳しくお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） 間嶋健康福祉課長。

健康福祉課長（間嶋節夫君） お答えします。

所得区分に応じて、保育料が違ってまいります。

国の基準と比べますと、おおむね半額程度になってはおるんですけども、均等割の世帯のみ、そして、8,000円未満の世帯、そして、4万8,600円未満の世帯、そして、一番多いのが7万7,101円未満の世帯というようなことで、所得割の額に応じて変わってきております。もちろん、所得が多いほど、その割引率が低くなってきており、多めに支払うようになっております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） ですから、その、いわゆる19人の対象者の方というのは、保育料でいうたら、最高の保育料を納めている方々ばかりなのか、先ほど、言われたように、第1子だけ、非常に低い所得というか、保育料を納めている人もあるのか、その19人のどのようなんですか、保育のランクでいくと、どこが集中しているとか、平均的なのか、そこらへんは、ちょっと、具体的なことになるので、分かりにくいですかね。質問の内容は、そうです。保育料を納めている第1子の方のランクですけども。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） 間嶋健康福祉課長。

健康福祉課長（間嶋節夫君） お答えします。

細かい数字は、ちょっと、今、手元にはないんですけども、先ほど申しました均等割とか、そして所得割の金額の内訳とか、それはもう、均等に散らばっておるような形です。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） すみません。それは、また、後ほど、分かれば教えていただけたらと思いますけれど、全体で、保育園を利用されている方は、決算の資料でいくと、私がかんているのは272人でした。その時の第1子の保育料が必要とする人が19人ということで、全体から言うと、ごく少ない人数の方が、国の制度も相まって、無償化されている中で保育料を支払っていると。金額にしても400万円を切るような金額でありますので、

町として、直ちに無償にすることについて、何か、どうしてもできないんだという理由について、これ報告会があった時に質問があったんですけど、私自身が、町が、そういうことについて、絶対できないんだということの理由を聞いてもらいたいんだということで質問がありましたので、ちょっと、一般質問の場ですけれども、お聞きしたんです。はい。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 平岡議員も十分に、そのあたりの実情は把握されていると思います。それは、平岡議員として、議員としてお答えをいただいたらいいと思うんです。そういう方が、町民の皆さん、そうした集まりの中での平岡議員も自分の考えとして、今、270 何人、今、保育園に通っている。その中で、保育料を徴収、負担していただいているのは、もう19 人ですと、そういう話はしていただいているわけですよね。それだけ、無償化したり、そういう保育料の軽減措置は町はしていますよと、国が、例えば、2 歳児、3 歳児はしているけれども、1 歳児、それはないけれども、町としては、もう1 歳児、第1 子以降については、全て無償化していますよとか、それから、軽減措置として、そういう中にあるけれども、そうした所得の少ない、非課税世帯とか生活保護世帯、こういうところは全て無償化になっていますよと、そういうことは、ちゃんと、説明していただいておりますか。そういうことは、まず、説明をしていただくことが、まず、第一です。

その中で、残りの負担していただいております19 人、今はね。これは若干、また、変動があると思いますけれども、これは高所得者です。高所得だから、所得があるから負担をしていただいているということでしょう。

今、先ほど、教育費、子育て費、世界的にも、非常に日本は何か子育てがしにくいと、スウェーデンや北欧等については、非常に誰もが安心してできる。それは、その国のあり方です。私も、そういうところは、フィンランドやスウェーデン、ノルウェーとか北欧の状況、現地も前にも視察もさせていただいて見えています。そのためには、国民が税として、普通の所得でも半分以上、50%、60%の所得の税を皆さんが納めて、そういう中で医療費や、また、教育費、そういう福祉、そういうものを国として運営している。当然、安心して暮らせる国という形をつくっているわけですよ。それは、まず、そこにあるのは、根底にあるのは、国民が、それだけの税を納めて、その財源というものを、ちゃんと確保してやっていることです。

ただ、国も、今相当、こういう少子化の中で、このこういう経済的な支援だけで子供がたくさん、出生率が上がるということは、これは本当に、なかなか難しい、現実ないんですよ。世界の例見ても、先進国というのは、もうどんどんと、出生率が下がっております。

ただ、そういう中にあるけれども、やっぱり、少しでも子育てがしやすい環境をつくらうということで、こうした無償化とか、そういう形を取ってきております。ですから、佐用町としても、最終的に、今言われた、総額いただいているのが19 人からいただいているのが、金額としては400 万円ぐらいだと、財政的に誰が考えても、佐用町の財政の中で、それが負担できないのかと言われたら、それはできますよ。負担ができてもしないというのは、まず、1 つお話をしましたように、未就学児、乳幼児、こういう方々について、少しでも、やっぱり、家庭での親子の愛着形成と言いますか、親子を、子供を、やはり親御さんの手の間で、少しでも育てていただきたい。そういう期間をつくるのが、子供のためになるのではないかということも、1 つはあります。

ただ、そうはできない。生活のために、働かなきゃいけない。そういう思いの家庭もあることは確かです。だから、そういう収入が少ない、低所得になって生活が苦しい、そういうところは無償化になっているじゃないですか。

だから、逆に、そういうところは、経済的な余裕もあってすれば、できるだけお子さんを1歳、例えば、2歳になるぐらいまでは、親の手で、家庭で育てられることが一番、子供にとっての人間形成、生育の上で大事なのではないかという思いもあります。そういうこともあって、私は、今の制度、これが、やっぱり佐用町としては、選択すべき、取るべき制度だということで、お話をさせていただいているわけです。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 町長と、ちょっとかみ合っていないんですけど、あのですね、親子の愛情とかではなくて、子育て支援として、保育料について制度の狭間にある方に対して、町として、もう一步踏み込んで、もう完全に無償化できないんですかという質問をしているのであって、乳幼児期の親子の関係のこととかを言っているわけではないんですね。

ちょっと、そのところ違うんですが、回答と、

[町長「違うと言われるんだったら（聴取不能）」と呼ぶ]

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 違うというのは、平岡議員が違うというふうに思われているだけで、私は、子育てをされている家庭のいろんな状況については、総合的なものだと思っています。

ですから、狭間と言われますけれど、19人がどこの狭間なんですか。狭間じゃないですよ。

一番、佐用町の中でも所得のある家庭、経済的には所得がえられる家庭の段階じゃないと、19人にはならないわけ。それが、何か、上もほとんど無償化され、所得のないところの、その間にあって、何か、その制度の中で軽減措置が受けられないんだと、無償措置が受けられないというのであれば狭間ですよ。別に狭間じゃないですよ。一番高いところじゃないですか。

だから、そういう家庭において、できるだけ、少なくとも、お子さんを家庭の中で、しっかりと愛情を注いでくださいよと、そういうことができる家庭は、やっぱり、そういうことが必要ではないでしょうかと、私は言っているのであって、それが何も、私とかみ合わないと言われるんだったら、子育て、子供の育て方ということに対しての認識の違いだと思いますけども。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） そんなに揉めるような話かなと思ったんですけど。

あのですね、利用者負担の決め方が、いわゆる保育の未満児と、それから3歳以上児と

いうふうに、町の条例で決めてありますけれど、そのランクでいうところのA、Bについては、先ほど言った生活保護世帯であるとか、町民税非課税世帯はゼロですけれど、所得に応じてということで、D7までのランクがありますよね。そのランクが、どんな状態ですかって、担当課長にお尋ねしたら、ちょっと、それは、今、資料がないから分からないということだったので、その19人というのが、町長は、高額所得者だと言われたのですが、そうなのかなと思ってね。ランクでいくところの、もっと低いランクの方も第1子は取ると言っているんですね。ゼロ歳から2歳までの第1子からの保育料です。

だから、所得があるとか、ないとかではなくて、3歳以上は国の制度もあって、無償化ということになるので、いわゆる所得があっても保育料要らないという、そういう制度だから狭間と言っている、表現をしているのであって、その対象者が令和6年度では19人ですという回答なので、決して、その所得がある人が残っているということではないと思いますが、違いますか。

[町長 挙手]

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） それは、分かりますよ。

それは、国が2歳、3歳、4歳、ここは、無償化しているわけですから。これは所得関係なしに無償化なんですよ。

私は、そんなこと言っているんじゃない。

佐用町が、今、実施している、今、2子以降、1子の、しかも保育料の中でゼロ歳から2歳、これは佐用町が独自に決めてやっているわけです。その中で所得の話をしているんですよ。その中で、少なくとも、所得のある、その中で所得の低い生活保護だとか、町民税非課税世帯というのは無償になっていますよということを言っている。そうでしょ。

それから、少なくとも一定以下であれば、障害者施設や独り世帯、在宅障害者世帯、こういう所得割についても一定以下、こういうところは半額にもなっていますよと。

だから、その中で、実際に、1人の第1子として、保育料を負担していただいている方は、担当者が今、19人と言っています。その19人というのは、その中で所得の高い人ですよという話をしているんですよ。何も、全て佐用町の全体の中で、佐用町の高所得者ばかりの方々と言っているわけでは全くありません。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 数制的なこと、後で、きちっと回答してもらいたいと思います。

押しなべて、ランクによって保育料が違うわけだから、最高額の人だけが19人残ったということではないとは思いますが、実態が、ご回答がないのでできません。

ここで言いたいのは、第2子からは無償化すると、つまり第1子の子供は保育料が要るんだと。そういう形になっているのを、全ての子供が保育料無償化にして、佐用町で生まれる子供さんを歓迎するというか、町として、行政としてお祝いしていくということは、私は、大事だと思いますし、その懇談会の中でも質問があって、何で第1子から保育料無償化にできないのかなという疑問を、非常に大事な指摘だったと思いますし、ぜひ第1子から無償化にする方向で検討をお願いしたいと、改めて思います。はい。

その点については、資料、また、その保育のランクのことと、それから、第1子からの無償化を、ぜひ実現してほしいということで、今のところ回答ではする考えはないというご回答でしたのですが、検討していただきたいと思います。はい。

あとは学校給食費の完全無償化、これも半額助成ということなんですが、給食費は、半額ですけれども、いわゆる教育費としての金額としては、非常に保護者負担としては大きいものがあります。

小学校で4万、半額ですから2万幾らになるんですけど、中学校で約5万円が年間必要になる学校給食費。以前、自分たちが食べるものは、それは負担せなあかんというのが一般的でしたけれども、26条を踏まえて、制度として完全無償化を進めている自治体が、どんどん増えてきているので、佐用町も、ぜひ子育て支援として取り組んでいただきたいということで、再度、これも求めたいと思います。

答弁は、ありましたら、答えていただきたいんですけども、その点については、いかがでしょうか。再度、お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 最初に答弁をさせていただいておりますので、それ以外の答弁はできません。しません。はい。

13番（平岡きぬゑ君） はい、分かりました。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 1問目で、ちょっと、時間が過ぎてしまいましたのですが、2つ目の2項目目に入りたいと思います。

学童保育の充実についてです。

子供たちが放課後や休みの日に、生活の場として安全で安心して過ごせる学童保育の充実は働く父母の切実な願いです。

最近、自治体直営、いわゆる町直営ですけど、から民間委託の流れが近隣自治体であるとの話を聞きました。学童保育の公的責任で保育を充実することを、私は求めて、佐用町の見解を伺いたいと思います。

佐用町の学童保育の実態についてなんですけれども、①それぞれ施設で4施設ありますけれども、それぞれの子供の利用人数、指導員の人数。

②つ目に、その子供たち1人当たりの面積ですが、基準として国が示しているのが1.65平方メートル以上なんですけど、これにどうなのか。静養室の設置など生活の場としての環境実態。

③つ目に、指導員は、高い専門性が求められるにもかかわらず処遇は低いままであることが指摘されてきています。年収等の実態はどうなっていますか。

④点目に、その学童保育の保育料について、減免の実態はどうなっていますか。

⑤点目に、学童保育制度の充実に対して、町としての見解を伺います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（千種和英君）

大森教育長。

〔教育長 大森一繁君 登壇〕

教育長（大森一繁君）

それでは、学童保育の充実についてのご質問にお答えさせていただきます。

佐用町学童保育事業は、放課後や長期休業中に保護者家族が仕事などで児童を看護できない家庭の児童を預かり、適切な遊びや生活の場を通じて、健全な育成を図ることを目的に運営しております。

小学校区に開設しておる状況でございます。

それでは、①点目の4施設のそれぞれの利用人数。指導員の人数ですが、令和7年度5月1日現在の利用登録者数は178人となっております。令和7年4月の利用実績は、全学童保育の開所日数が21日、各学童の1日平均利用者数は、佐用学童が43人、上月学童が21人、南光学童も21人、三日月学童が19人であります。

令和6年度の通年実績ですが、開所日数が240日で、1日の平均利用人数は佐用学童が34人、上月学童が18人、南光学童が25人、三日月学童が21人となっております。

なお、高学年児童の利用は、自宅での留守番や習い事等を始めることが多く、年度末にかけて利用人数は減少する傾向にございます。

各施設の指導員体制については、佐用学童は17人で内訳として支援員2人、補助員3人、スポット補助員12人。上月学童は12人で、内訳として、支援員1人、補助員3人、スポット補助員8人です。南光学童は12人で、内訳として支援員1人、補助員2人、スポット補助員9人。三日月学童は計10人で、その内訳として支援員1人、補助員1人、スポット補助員8人であり、いずれの施設もシフトを組んで運営しております。

②点目の1人当たりの面積、静養室の設置など生活の場としての環境実態についてお答えします。

定員人数に対して1人当たりの面積は、佐用学童は1.81平方メートル、上月学童は1.66平方メートル、南光学童は1.65平方メートル、三日月学童は1.66㎡となっております。全ての学童保育において、1日の中で定員に達する利用人数となることはありませんので、実際の1人当たりの面積は、国の基準である1.65平方メートルを上回っております。

静養室につきましては、学校の保健室のような専用の部屋は設置されておませんが、体調不良等の児童が一時的に休めるスペースとして、各学童保育で事務室や別室を確保しており、壁やパーティションで仕切ることでプライバシーを確保した空間としております。

③点目の指導員は高い専門性が求められるにもかかわらず、処遇は低いままであることが指摘されている。年収の実態はについてお答えします。

本町の支援員については、会計年度任用職員として、佐用町職員の給与に関する条例に基づき、給与を支給されており、時間外手当や期末・勤勉手当も支給対象となっております。

勤務時間は、通常期は12時から18時の6時間勤務。長期休業期間は8時から18時の間でのシフト勤務としております。

また、令和4年度には、保育士と学童保育支援員の処遇改善実施により、給与等級は1級31号から1級35号に引き上げられました。現在、勤務している支援員は、給与表上の上限である1級35号に到達しております。

④点目の保育料についての減免の実態についてお答えします。

本町では、子育て支援施策の一環として保育料の減免制度を設けており、就学援助世帯

及び第2子以降は月額保育料を全額免除しております。

令和7年度5月1日現在、登録児童178人のうち、第2子による減免が82人、就学援助による減免が5人となっております。

他の自治体では半額減免にとどまる場合も多い中で、本町では全額減免とし、より手厚い支援を実施しております。

⑤つ目の学童保育制度の拡充に対する町の見解についてお答えします。

全国的に、人材不足や待機児童の増加に伴い、学童保育の民間委託や民設民営化が進んでおります。こうした取組には、利用料の負担増や保育の質・水準のばらつきといった課題が指摘されています。

こども家庭庁の発表によれば、令和6年度時点で全国の学童待機児童数は1万7,686人となっておりますが、本町では待機児童ゼロを継続しております。

職員配置については、厚生労働省令により、概ね40人の児童に対し2人以上の支援員を配置することが定められており、本町においても、この基準を満たしております。

しかし、近年では、特別な支援を必要とする児童の増加や、長期休業中などは保育時間の長時間化により、スポットで入っていただく補助員や学生アルバイトの確保が課題となっております。このため、令和6年度からは佐用高等学校の生徒や佐用町在住の高校生、佐用日本語学校の生徒をアルバイトとして受け入れる新たな取組を開始しました。令和6年度には、佐用高等学校の生徒1名と、佐用日本語学校の生徒1名を受け入れ、令和7年度は、さらに佐用町在住の高校生1名の受入れを予定しております。これらの取組は、将来、教育・福祉・医療など子供と関わる職業を目指す若者の支援にもつながっております。

また、佐用学童保育については、現在、ふれあい町民プールの一角を活用して運営しておりますが、令和7年度中に改修を予定しており、事務室の配置を見直すことで、保育スペースの拡充を図ることとしております。

今後も、スタッフの適正な配置に努めつつ、公設公営による安心・安全な学童保育を継続してまいります。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 学童保育の基本的な考え方として、これからも公営で運営していくということを伺いましたので、その点については、理解できます。これからも、そういうことで、直営で頑張っていただきたいと思います。

先ほど、ご回答があった中で、それぞれ4か所の学童の実態についてなんですけれど、それぞれの学童は国のほうは、おおむね40人、1つの学童でということなんですけれど、定員としては定員ですけれど、40人を超えるのではないかと思うんですけれど、そこらへんは、実態として、定員に対して、その学童のあり様は、1か所ずつですから、どのような実態にあるのか、ちょっと、もう少し、説明をお願いできたらありがたいです。

[教育課長 挙手]

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） まず、定員と面積の捉え方について説明させていただきますと、佐用

学童でしたら、定員は 60 人としています。それで、60 人としておりました、その上で、面積が 109 平米ございます。それで、それと、これまでの実績でいきますと、最大人数が、これまでの数字を取ると 55 人が一番たくさん来られていました。それからいきますと、1 人当たりの面積は 1.98。最大来たとしますよ、これまでの実績で。ですので、十分、満たしておりますので、そういったことで、ほかの 3 つは、もっと面積は広く取れるような人数になっております。

上月の学童が、定員が 42 名となっております。プラス多い時は第 2 教室というのがございまして、26 人あります。

それから、南光が定員 56、三日月が 48 という定員で、最大、これまでの実績で言いますと、全てクリアしております、1 人当たりの面積は 2.3 から 2.8 まで広く取れるような余裕のあるスペースでの運営ができておる実態がございます。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 面積的には、その定員に対して、その施設そのものの面積は、いわゆる国の基準をクリアしているんだという説明は分かります。

その定員に対して、いわゆる面積もですけれども、支援員さんの配置については、佐用が補助員やスポットの方も入れて 17 人ということで、通常ずっと、支援される方が複数おられるということで、そういう点では、一番定数が多いところで、支援員さんも手厚くしているという、そういうことで説明がありましたので、まあ、そういう点では、おおむね 40 人に対して支援員さん 1 人という形でいくと、ほかのところは、1 人の支援員さんということになっているので、それで行けているということなんでしょうけれども、先ほど、ちょっと、出ていた、特に、特別の支援が必要な子供さんがいることなど、課題もあるんだということでお話されていたので、それは、全ての 4 か所とも同じような状態なのか、それは、どうなんですか。お聞きします。

[教育課長 挙手]

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） すみません。具体的に、各学童に何人の特別な支援が必要かいう、ちょっと、数字はつかんでいないのですが、実際にあるのは、全部ではないんですが、例えば、今、4 月始まって、保育園から小学校に上がった子が、たくさん、当然ながら申し込んでいただいております。その分において、手がかかる。要は、支援が必要な状態が、実際、続いておりました、例えば、佐用でしたら、通常、5 人での運営をさせていただいております。支援員さんプラス、スポットとか、そういうのを含めまして、スタッフが 5 人。

ですけれども、この期間においては、特別に、やはり落ち着きがない中、安全を確保したりするためには、スタッフの人数が必要ですので、今の時期だけ 7 人とかというような、特別支援が必要なところについては、そういった対応を、今、させていただいている最中でございます。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 学童保育については、4 か所、設置するまでの経過もありますけれど、議会として、委員会で設置された時に見て以降、あまりコロナもあった関係もあって、あまり現場というか、現地に見に行かせていただくようなこともなかったの、どうなのかなと思ったんですが、近いところで、南光の場合は、最初、行かせてもらった時は、すごい利用者の方が少ない時に行ったかもしれないんですけど、まばらだったんですが、近年、利用者も増えてきているということで、学童保育の必要性が高まっているんだなということを実感して見ましたので、ぜひ、これからも学童保育を充実していく上で、支援員さんとか現場の人の声、それから、子供さんの保護者の方のいろんな要求なども、実際に声を聴いていただいて、より充実した内容にしていっていただきたいなと要望しております。

支援員さんとの協議の場とか、教育委員会との、そういうふうなことについては、定期的にやられているのでしょうか。そこらへんも、併せて説明お願いできますか。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） おっしゃられるとおりで、毎月、支援員会議というのを、企画総務室の室長を中心を持たせていただいて、毎月（一般質問終了後に2か月に一度に訂正あり）していますし、それと、支援員さん、連絡がたびたびありますので、よく当然ながら事務所に来られます。そういった時は、時間を取って、担当、室長、私などは時間を割いて、一緒に悩み事や解決できることについては解決していくような方向は、常に連絡を取ってやらせていただいております。

13 番（平岡きぬゑ君） 以上で、質問終わります。ありがとうございました。

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員の発言は終わりました。

続いて、1 番、大村 隼議員の発言を許可します。大村 隼議員。

〔1 番 大村 隼君 登壇〕

1 番（大村 隼君） 1 番議席、大村 隼です。今日は、2 点、ごみの処分場の今後について、そして、今後の上下水道の安定的運営のための2点を質問させていただきます。

まず、1 点目の質問を、こちらからさせていただきます。

ごみの処分場の今後について。近年、持続可能な社会の実現が強く求められる中、ごみ処理の在り方は、環境・財政の両面から重要な行政課題となっております。

佐用町においても例外ではなく、焼却や埋立て・リサイクルといった処分方法を将来にわたって持続可能な形で維持していくには、今から具体的な方向性を議論し、共有していく必要があると考えます。

そこで、以下の3点についてお尋ねいたします。

1 つ目、クリーンセンターについて。

現在、焼却を含む主なごみ処理は、にしはりまクリーンセンターにて処理されています。

クリーンセンターについては、施設の長寿命化ための更新等が近づいており、膨大な整備・運営コストが予想されます。そこでお伺います。

クリーンセンターの今後の方針については、どのように見通されているのでしょうか。

また、町は、この長寿命化にあたり、どのような負担を想定しているのか、現時点での見解をお示してください。

2. 埋め立て処分場について。

町内にあるクリーンセンターにおいて、埋立てごみの処分が行われています。この埋立て処分場についても、容量には限りがあり、将来的な見通しが課題となります。あと、どれくらいの期間利用が可能と見込んでいるのか、残りの容量、及びその評価、今後の見通しについてもお伺いします。

3つ目、ごみ削減・分別の啓発について。

焼却や埋立ての負担を少しでも軽減していくためには、ごみそのものの発生を抑制する努力は欠かせません。家庭でできる、ごみ削減・分別に関する啓発活動が重要と考えますが、どのような方法で実施してされていくお考えでしょうか。

また、現在、コンポストの購入への補助も行われていますが、コンポスト推進の課題をどのようにとらえていますか。現状と今後についてもお伺いいたします。

議長（千種和英君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、一般質問最後の大村議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、ごみの処分場の今後についてということでございますけれども、近年、地球温暖化や資源の枯渇などの環境問題が深刻化している中、ごみ処理の在り方は、私たちの生活に密接する環境問題であります。

資源を有効に活用し、ものを大切に使う文化、環境にやさしい循環型社会への転換が求められており、排出者であります住民と一般廃棄物処理事業を行う行政の連携した取組が重要となっております。

現在、佐用町では、燃えるごみや資源ごみ等を、にしはりまクリーンセンターで、また、瓦や陶器、ガラス等の埋立てごみは、佐用クリーンセンターで処理をしているところでございます。

佐用クリーンセンターは、佐用町が運営しているわけではありますが、にしはりまクリーンセンターは、にしはりま環境事務組合により運営をしております。組合に加入をしております自治体は、たつの市の中の旧新宮町分、また、宍粟市、上郡町、私たち佐用町の2市2町となっております。

運営経費は、令和7年度予算で、年間11億6,800万余りのうち、佐用町の負担は、人口や、また、ごみの搬入量により案分された、2億2,550万円余りとなっております。

それでは、1点目のクリーンセンターについて、にしはりまクリーンセンター、お答えをさせていただきます。

にしはりまクリーンセンターは、当初、西播地域3市、2町、当時、姫路市、たつの市、宍粟市、そして、上郡町、佐用町により共同で組合をつくり、建設をいたしました。

平成25年に稼働開始をしたところでございます。

令和2年4月には、姫路市が組合を脱退いたしました。以降も、毎年2万トンを超える廃棄物処理、これは資源ごみを含んでおりますけれども、処理を行っております。

稼働から、現在、13年目を迎え、設備の老朽化も進んでいる状況でもあり、議員の申されました施設の長寿命化は、今後とも安定したごみ処理を行う上で、今後、必要不可欠な対策でございます。

今後の方針といたしましては、昨今の人手不足や、また、資材価格の高騰によりまして、新たなプラントの建設には莫大な費用が見込まれることから、既存施設の改修によって長寿命化を図っていかねばなりません。

にしはりまクリーンセンターとしては、建設してから、まだ13年、稼働してから13年ということで、大体15年を1つの目安として、長寿命化プラントの改修事業を行っているというのが、どこの全国的な施設の運営の方法、運営状況でございます。

にしはりまクリーンセンターとしては、稼働が15年を迎える令和9年度から、そうした長寿命化の実際の工事に入りまして、今後さらに15年間の安定した運営を確保するため、改修事業に取り組みます。約4年間、大体事業がかかるというふうに見ております。

ただ、次の15年終わっても、また、次の15年が、また、次、来ます。その時には、また、さらに次の15年に向けた長寿命化を図っていくと。こういう施設ですから、今、なかなか新しいところに施設を建設するというのは、土地の問題もあります。非常にコストも高い。ですから、今ある施設を、そうした長寿命化のサイクル、きちっと15年サイクルを持って修理し、改修しながら、50年、60年、この施設は、これを、私たちの大切な、生活する上で必要な施設として維持をしていく必要があるかというふうに思っております。

以前から、申し上げておりますとおり、この事務組合加入自治体のうち、この15年でもって、たつの市が、この組合を脱退するという表明をしております。たつの市としては、新たな市独自の処理施設を、既に、建設をする予定で準備をされております。

そういう中で、このにしはりまクリーンセンターが、今後、15年間の運営に向けた改修費用、長寿命化にかかる費用というのは、脱退後の残った宍粟市、佐用町、上郡町で、これは負担をしていかざるを得ないという形になります。

たつの市の新宮町分だけですけれども、その分が、ごみの処理がなくなる。現在の負担されている負担金も、それもなくなるということで、それぞれが、それが、また、各構成町、残された町に負担が増えるという形になりますので、また、それは、かなり大きな負担になっていくということは明らかであります。

そういうことを前提に、今、組合としても、どうしてもこれは、1日も休めないような、毎日処理をしている施設ですから、私たちの生活に必要な不可欠な設備であるということで、残された、残っていく1市2町で、今、整備運営について、協議を、今、基本的な準備をし、今後の15年からの工事に向けた、また、具体的な計画、設計に入っていく、これから入っていくわけですが、段階にあります。

次に、埋立処分場についてであります。これは、合併前の佐用郡広域事務組合で建設をした施設であります。佐用クリーンセンターという名前で、埋立処分場だけ、管理型の埋立処分場を運営しているわけであります。この最終処分場につきましては、平成4年に、そこに埋立てごみを投入するようになりました。埋立ての開始を行ってございまして、当初の設計の、この埋立容量、この施設の埋立容量は約17万4,000立米の設計で建設をされております。

現在、既に、33年間にわたって埋立処理を行っているわけでありまして、本来、この埋立処分場の大体、当初の計画、満杯になるだろうと、この処分場の期限は、大体、平成28年ぐらいでしたか、25年間ぐらいの、大体これの予定でつくられた。その後には、新しい、また、処分場を、また、つくらなきゃいけないというような計画にはなっておりませんでした。

しかし、その後の、これから、また、申し上げますけれども、いろんな理由によって、現

在におきましては、令和4年度に現在の処分可能量、容量を測量を、一応、簡単な測量ですけれども、概略した結果、3万立米から3万5,000立米ぐらい、まだ、残容量があるというふうな状況になっております。

現在の埋立済みの容量は、処理可能容量の約80%、残りが20%というような状況になっております。現在は、この最終処分場として、不燃物の埋立てを行っているわけですが、以前は、にしはりまのクリーンセンターと同じように、焼却処分場を佐用郡広域でつくって、その焼却処理場と埋立場がセットでつくられたわけです。そういう中で、以前は、当初は、焼却灰、焼却したら焼却灰を、そこの埋立処分場に処分をしていたということで、約年間5,000トンぐらい、これが処分をしていた時期が、ピーク時にはあります。

しかし、現在、実際には、400トンぐらい、それぐらいの量に非常に激減をしておりますので、その今の状況を、量を、大体計算していけば、まだ、かなり長く、この処分場は処分可能だということになります。以前の10分の1ぐらいになってきております。

その減少の要因といたしましては、にしはりまクリーンセンターを建設をいたしまして、このにしはりまクリーンセンターの焼却灰というものを全てセメントのリサイクル、材料として、赤穂のセメント工場で処分をさせていただいております。最終的にセメントで出せない、にしはりまクリーンセンターで、いろんなごみを破碎したり、いろいろと処理できるものは焼却したりした残り、そこには陶器のかけらとか、いろんなのが、どうしても残ります。そうしたものを、セメントには持って行けないもの、それをごみの搬入量を案分して、各構成町が、自分のそれぞれの町の最終処分場に持って帰って処分をするという、そういうやり方をしているわけですね。

ですから、佐用町におきましては、その分の処理量は、非常に少ないんですけれども、しかし、今、多くなってきているのは、空き家とか、いろんな廃屋になった建物、こういう個人の住宅等の、そういう処分をされた瓦とか、除却された瓦とか、お風呂のタイル関係とか、煉瓦とか、そういう完全な不燃物。そういうものを、受け入れております。これは、あくまでも暫定的な処理であって、本来、そういうものを処理する場所ではないんですけれども、ただ、非常に処分費が高いので、住民の負担軽減のために、工場とかそういうものは入れさせておりませんが、住宅に限り、そうした除却された残材の中で、完全な不燃のもの、特に、瓦とか、そうした煉瓦、タイル、こういうものは、佐用クリーンセンターが受け入れをさせていただいておりますけれども、今後、こういう建物が非常に増えてきます。だから、その時に、ここに、どんどんと投入されれば、これがいっぱいになれば、また、新しいところに、こうした処分場を建設しなきゃいけない。これは、また、莫大な費用が、用地も要りますし、建設費用がかかります。

そういう意味で、このある施設を少しでも長く使えるように、本当に必要なものだけを、そこに投入して、処理をして、そうした建物、建築物の瓦とか残材というようなものは、何とか、別途に、どこかに処理ができるような場所をつくる必要が、私はあるということ、前から申し上げてきております。

瓦でありますとか、タイルというのは、何も水質に影響があるとか、そういう何か、溶け出すようなものではありません。ただ、どこにでも、当然、捨てられませんから、それは、それ用の処分場をつくる必要が、今後、あろうかというふうに考えております。

次の3点目のごみ削減・分別の啓発ということにうちて、お答えします。

当然、ごみ処理するには、多額の費用がかかっております。ですから、まずは、ごみを減量化する、削減するということが、そして、分別をして、できるだけ資源に使えるところは資源化をしていく、リサイクルしていく、こういうことが、今の時代、非常に重要だということが、かなり以前から叫ばれてきたわけでありまして、にしはりま環境事務組合の、今の現在の施設をつくる時も、そのことが1つの大きな課題として、あの施設を建設をし

たところでは。

それに合わせて、佐用町におきましても、現在のごみの分別制度というものをつくって、町民の皆さん方にもごみ量の削減と同時に、分別ということについて、ご協力をいただき、佐用町におきましては、かなり徹底して、そういったことができていないかというふうに思っております。

全国的にも、ごみのこの処分というのは、大変大きな問題で、ごみ量の削減ということが、ずっと言われておりますけれども、実際、にしほりま環境事務組合見ても、以前は、1人当たり、1日のごみの排出量がグラムにして、700グラムだったのが、令和5年度、一昨年ですけれども、820グラムぐらいに増加をしております。人口が全体で減っている中で、実際のごみ全体としては減らないというような状況にあります。

そういうために、改めて、食品ロスを減らしたり、使い捨て商品の使用を控えていただいたり、生ごみはしっかりと水分を切っていただく。例えば、生ごみ等については、土壌に還元する、コンポスト化する、こういうことにも、やはり改めて、町民の皆さんへの啓発をして、皆さんに、そうした取組を、行動をしていただく必要があるかというふうに思います。

そのことについては、定期的にと申しますか、常に、そういう啓発をしております、広報紙で取り上げたり、また、ホームページや防災無線、佐用チャンネル等におきましても、そうしたごみの分別、また、コンポスト化、生ごみのできるだけ削減、こういうことに、啓発活動を行っているところでございます。

今後、さらに高齢化が進み、生活スタイルも多様化する中で、これまで浸透してきた分別ルール、これがなかなかできにくくなるという可能性もあるんですけれども、佐用町で、こうして、これまで10何年間、こうしてやってきた今のルールというのを、これを維持・継続していくことが、まずは重要かというふうに思っております。

それから、また、コンポストの問題とか、生ごみを環境面から考えても、生ごみ、ああいうものを本当にエネルギーをかけて燃やすということ、非常に環境負荷が大きいわけですね。これを、やはり肥料、土壌にしていく、コンポストして肥料化していくという、こういうことが非常に、佐用町のような、特に土地があり、こうした土地の広いところ、畑があり、田んぼがあり、こういうところでは、これを、ぜひ進めていきたいと思うんですけれども、なかなか、現在の生活スタイルでいきますと、簡単には、それができないという現状がございます。

そのために、皆さん、やっぱり若い方もコンポストして、コンポストの中にハエがわいたり、小さなコバエがわいて、うじがわいて、そういうのが非常に嫌だということで、まあまあ、なかなかコンポストを置いていただけないというような状況でありますけれども、環境面でどちらがいいのか分かりませんが、少なくとも、そういう、今、電気で電動の生ごみ処理機、家庭のところに、台所に置いて、それで処理をするという、そういう技術、製品が出ております。そういうものも使っていただくということで、令和5年度から生ごみを減量化することのできる電動生ごみ処理機に対しての助成制度、こういうものを助成の対象に加えております。

もともとあるコンポスト、畑なんかに置くコンポストにも、既に、助成をしておりますので、ぜひ、今日、こうして、この問題を聞いていただいている町民の皆さんにも、そういう取組を、また、改めてしていただきたいなということも、ここでお願いしておきたいと思っております。

ご質問に対する、以上で答弁とさせていただきます。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） はい、ありがとうございます。

先日の3月の予算特別委員会のほうでも、町長が、にしはりまクリーンセンターの長寿命化について、話をいただいていた。その部分について、皆さん、このテレビで、今する、このタイミングで、ぜひ共有していただいたほうがいいんじゃないかなという思いもありまして、今回、私のほうも、この1のにしはりまクリーンセンターについて、お伺いさせていただきましたけれども、15年を1つの区切りとして、改修を行うのが全国的に標準であるというふうなことを言っていたいただきましたけれども、その改修が、今、13年ということですので、2年後から4年間かけてということをやっていたいただきましたけれども、見通しとしてはどうですか、やはり、今、新規でもお金がかかるというようなことでしたけれども、長寿命化に関しても、どれぐらいのコストが、想定よりもというか、外という言葉が正しいかどうか分かりませんが、やはり高くなっているという印象なんでしょうか。お伺いたします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） どれぐらいな費用がかかるのか。これは、やはり町民の皆さんの最終的負担になってきますから、そのことを、大村議員も、こうした機会を通して、町民皆さんにも知っていただくという趣旨で、ご質問いただいたというのは、本当によく理解ができますので、私も、できるだけ具体的に答弁させていただきたいと思うんですけども、なかなか、どれぐらいかかるかというのは、本当に、今、これから、そうした、今、メーカーと、これから交渉と言いますか、設計をして、交渉していく中で、はっきりと申し上げることはできないんですけども、あの今のにしはりまクリーンセンター13年、建設始めたのが、それから、3年、4年前でしたから、もう建設始めてからは、もう16、17年以前に、あそこを決定して、現在の施設、あのようなストーカー式の1日処理量89トンで、発電システムを備える、発電が800キロワットぐらいな発電ができるようになっているわけですけども、そういう設計のもと、あれを建設する時に、約、大体80億ぐらいだったと思う。もともと100億を超える、120、130億というような話も、当時からありましたけれども、処理量をかなり何とか、できるだけ絞って、小型化して、建設をするということで、75億から80億ぐらいだったと思うんです。まだ、それに用地費とか、それから、侵入道路の建設とか、いろんな附帯経費がかかっておりますけれども、それが、15年後に、これからあれを長寿命化する、主だったところのプラント設備は、新しく取り替えていくというようなところが基本になるんですけども、それにメーカーの概算が、概算と言いますか、提示されたのが、前の議会の中でも、ちょっと、お話させていただいたように、150億円ぐらいな数字が出てきたんですね。

それで、私、びっくりしたわけです。

当初、新しいものをつくるのに、75億円ぐらいかかっている、それで長寿命化に150億円はないでしょうということで、メーカーに来ていただいて、いろんな状況を説明をいただきました。

確かに、今、建設コスト、あの建物、躯体とか、そういうものより以上に、ああした機械もの、プラントそういうものが非常につくるところも少なくなってきましたし、非常

に高額に値上がりしているという状況を、メーカーとしての話は聞いておりますけれども、どこまで、この15年を向けて直すかというところなんです。

最初に、まだ、使用可能なものは利用しながら、逆に次の5年後、15年間、全てが持つんじゃないかって、5年間なら5年間は使えるけれども、途中で、そういう、また、部品の交換とか、メンテナンスをする。そちらのほうに、そういう考え方でやっていけば、当初の最初の長寿命化事業というのは、かなり縮減することができるというところもあるんですよ。

そこのところをどう見るかという、設計の非常に難しいところではないかなというふうに見ております。

ただ、やはり、少なくとも、その150億円ということはあり得ませんけれども、今、新しい、ああいう施設を建設しようとするれば、近隣のところでも、当初、計画から見ると、倍ぐらいになったとか、倍以上になったとかというお話は、いろいろと耳に入ってきております。

そういう中で、当初、建設した時の、新しい時の75億なりで収まるかどうか、だから、それ以下に、私、例えば、50億、60億ぐらいの改修事業の費用で、何とかできればいいなとは思いますが、そこは、これから、いろいろとメーカーとの打合せ、協議、設計を、コンサルも入れて考えていかなければならないところではないかなというふうに思っております。

それと、もう1つは、15年間、現在も長期の運営委託、これをやっているんですね。だから、安定して、これを運営をしていただくということが1つの前提です。だから、そうなるとう運営費ですね、年間、例えば、今、5億、6億の運営費を払っています。15年で、その運営費が15年間で同じぐらい、建設時と同じぐらい、今のにしはりま運営が、15年の70何億だと思えました。それは、一気に払うんじゃないくて、1年、1年で払います。

ただ、その中でも、途中で大規模な修繕、途中での修繕が要ります。15年間持たない部品もたくさんあるんですね。そういうものも、また、別個要るんですよ。

まあまあ、そういうことで、非常に全てが高額になってきている中で、どこの自治体においても、このごみ処理場の建設というのは、絶対に必要な施設言えども、財政的に価格だけでは、なかなか、高いからやめるとうわけにいかないので、皆さん、苦勞しながらやっています。

ただ、国の、これ助成、こういうものも当然ないといけないんですけども、新しいものをつくる時よりかは、こういう長寿命化の修繕、改修工事ということになると、対象になるものが、全てが対象になるわけではないんですね。だから、例えば、2分の1の補助金がもらえたとしても、結果的には3分の1とか、それ以下になってしまう可能性もあります。

そういうことで、今後、当然、たつの市が脱退して、本当に3市町で、今後、やっていかなきゃいけないという中で、どこの市町にとっても、この施設の長寿命化というのは、本当に大きな課題になっておまして、しっかりと、組合が、みんなで協力して、いかに事業費を少しでも軽減できるかという努力をしていかなきゃいかなというふうに思います。以上。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1番（大村 隼君） はい、ありがとうございます。

建設のコスト、機械のプラントをつくる、そういったところも減っていたりすることによって、高額に値上がりしていると。その中でも、いろんな国の助成を受けたりしながら、できる限り、効率的な、価格を抑えながら運営していきたいというようなお言葉をいただきましたので、そのあたりについて、ご説明いただきまして、ありがとうございます。

その部分は、皆様に、ぜひお伝えしていくべきことなのかなというふうに思っていましたので、今回、1つ目の、このにしはりまクリーンセンターについて、まず、お伺いしました。

では、2つ目の佐用クリーンセンター、埋立処分場についてなんですけれども、にしはりまクリーンセンターができて、その焼却灰の処理についても形が変わることによって、埋立てのスピードが下がったというような説明を最初にいただきました。

当初の設計容量が17万4,000立米と、33年間埋立てをして、残り20%ということなんですけれども、単純に8割埋まった、33年ということは、約8年ですので、残り8年というわけではなくて、もっと、もう少し長いんじゃないかというような印象で、今、説明を僕の中では聞いたんですけれども、減っているということですので、そういうことは、やっぱり10年、12年、15年、どれぐらいの印象なのかなというのは、今後の、もちろん中での最初の説明でもいただきましたけれども、一般の個人の住宅の瓦やタイルを、現状、受け入れる、そのスピードによるんじゃないかというような話もいただきました。はい、ありがとうございます。

まあ、でも、現状、今、8割程度埋まっていると、それが、もし埋まれば、今後は、また、考えていかなければならないけれども、その部分についても、また、コストがかかってくることですので、ぜひまた、もうその期間が迫ってくれば、また、説明をしていく必要があるのかなというふうに、個人的には思っておりますけれども、大分、長い、まだ、長い期間使っていけるというふうな説明をいただきましたので、その部分の今後の見通しについても、お伺いできました。ありがとうございます。

3つ目のごみ削減、分別の啓発についてという部分で、いろいろ説明いただいたんですけれども、コンポストという部分が、この佐用町では、僕自身も使っているんですけれども、コンポストのこの補助事業、そういった部分をして、使わせていただいて、家にも設置しているという部分になりますけれども、コンポストは、どういうものなのかという理解が、実は、そんなに進んでいないんじゃないかなというのが、個人的に感じています。

佐用町で、基本的に助成をしているのが2つ。1つが、その電動のディスポーザーというか、電動のコンポストですね。もう1つが嫌気性のコンポストというような印象なんですけれども、そういう、そのあたり、ちょっと、どのように考えているのかなと思って、好気性のコンポストもあるんですけど、なかなか基本的には販売されていて、それを買うというふうな方はいないような印象なんですけども、そのあたり、現状、どのように捉えておられるでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 以前から、こうした生ごみの減量、その中でも生ごみの減量と、また、やっぱり資源化をしていって、環境に対する対策としても、コンポストで生ごみを処理していただきたいと。それを、制度化して、町も長年、コンポストの普及に努めてきたところですよ。

ただ、この一般的な嫌気性のコンポスト、放り込むだけなんですけれども、容量にもよ

りますけれども、非常に、そんなに高額なものではありません。

ただ、やはり、毎日出るごみを、家庭で、台所で出てくる生ごみを放り込んで、できた土を上に入れて、また、ごみを入れてというような形で自然に、それを発酵処理させていくんですけれども、なかなか、それが時間がかかります。臭いも発生したり、虫が、先ほど言いましたように、虫が非常に発生したりして、嫌がる人も非常に多いですし、それを機械的に、本当に早く完全に処理しようとするれば、非常に高額になりますので、一般家庭で、本当にやっていただけるのであれば、今現在のコンポストが一番、私は、自分でも使ってみて、いいなというふうに思います。

ただ、そういうコンポストの置けないところ、そういう設置する場所のない家庭も結構ありますから、それは家庭のところ、先ほどの電動式のそうした処理機を活用もいただければと思いますけれども、以前、使っていても、なかなか、もう面倒くさくって、捨てるのが嫌だということで、ごみの中に放り込んで処分されている家庭も、結構あるのではないかなというふうに思いますけれども、できるだけ、環境問題、本当に自分たち1人の、それぞれの自分の問題として捉えていただいて、少々の臭いとか虫の発生というのは、これはある程度、我慢していただいて、ぜひまた、コンポストを使っていたきたいないうことをお願いしておきたいと思います。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） はい、ありがとうございます。

なかなか、その部分の中で、今、お話をしていただきましたけれども、虫の発生ですね、佐用で僕は感じているのは、アメリカミズアブがようさん出るなという印象です。

ただ、それは、実は、コンポストの分解、中の分解を早めているという現実もありますけれども、なかなか、そのへんが、勝手に菌で、菌やバクテリアのみでされているという印象をお持ちの方もおられるという印象だったので、そういった虫の力も借りながら、実は分解しているんだというところを、やっぱり、そこも、ぜひ啓発いただいたら、かわいいように見えてくるのかなという部分も、少し個人的には感じています。

やっぱり、害虫だと思ったら嫌なものも、これがごみを減らしてくれているんだ。それが、改善されているんだという部分になれば、生理的な好き嫌いがありますので、網とかも売っていますけれど、そういったものを利用されている方も、もちろんおられるとは思いますが、やっぱり、そういう部分もあるということも、もし、よろしければ周知していただければ、そういった部分が、コンポストというものが、少しでも進んでいくのではないかなというふうな部分も、今、説明もいただきましたけれども、思っているんですけれども、その部分について、どのようにお考えかお伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） こういう場所ですので、私もぜひ、町民の皆さんに、本当に PR したいんですけれども、私自身も、もう何十年も生ごみは一切、焼却ごみ、普通の家庭ごみとしては出しておりません。全て、コンポスト。

小さい、私の家の、本当に小さい土地のところ、2つコンポストを置いて、大体、普通

のコンポストで、1年でいっぱいになります。ちょうど1年で普通の毎日の料理、出てくる量を少し入れていって、一週間入れて、そこにある横の土をポンポンと中に放り込んで、また、一週間入れて、上に土を入れると、こういう形で昔はEM菌とか、いろいろと難しい、あれをすればいいでしょうけれども、そこまではできませんから、そして、いっぱいになったら、次の年には1年間、そのまま置いておきます。大体、1年したら、完全には分解はされておられませんけれども、ほとんど臭いはなくなります。

だから、その後、1年たったものを取って、これは自分の畑のところへ持って行ったりして、肥料にして、果樹なんかの根本に置いて、肥料にしていますけれども、そして、次の年は、また、空いたところに、もう一度つくる。だから、2つは要ります。

1つ順番に使っていけば、まず、私ら家族、今、少ないから余計なんでしょうけれども、1年で大体いっぱいになって、ほとんどごみとして出す必要性はない。それも、私の見ていただいたら分かる、本当に小さいところに置いてでもやっていますので、どこの家庭でも、たいていのことは、それはできると思うんですけれども、そうしていただければ、町民の皆さんが、みんなこれ、家庭でやっていただければ、ごみの量がすごく減るのではないかなと思っているんですけれども、そういうことを、ぜひ体験を含めて、啓発をしていただければと思います。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1番（大村 隼君） ありがとうございます。

2個置いてというような、うちも2個置いていますけれども、この確認なんですけど、このコンポストの助成について、個数の制限はあるのでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（千種和英君） 福岡住民課長。

住民課長（福岡真一郎君） お答えいたします。

コンポストの助成制度につきましては、購入個数の制限はございません。以上でございます。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1番（大村 隼君） ありがとうございます。確認させていただきました。

1家に1個というわけではなくて、臭いがしないように、自分のライフスタイルに合った形で、コンポストを活用できるような形になっているのかなというふうに思いますので、ぜひ、そういった部分については、引き続き、お願いしていきたいと思います。

また、ほかのごみの削減、分別の啓発についての部分でお伺いしたいんですけれども、今、印刷物で、大体は、皆さん、このごみの分別、このごみは、何ごみ、燃やすごみとか、いろいろ分かれているとは思いますが、資源ごみだとか、特定小型家電だとか、そういった部分を書いてある冊子があると思うんですけれども、それを、今現状見て、分

別されている方が多いのかなというふうには思うんですけども、今、ちょっと、それを、いつも家に置いているわけじゃないので、家には置いているんですけど、ふと見たいなど、倉庫とか行って思った時に、やっぱり携帯で見ちゃうんですよね。そうすると、PDFで配布されている形になっているかなと思うんです。そうすると、結構、検索が大変で、ちょっと、検索が、個人的には、PDFも検索ができるんですけども、個人的には、ちょっと、その部分、検索が大変かなと思うので、こういった部分、webページ化して、検索がしやすいような形、検索にかかりやすいような形、そういった形にはできないのかなということをお伺いいたします。

〔住民課長 挙手〕

議長（千種和英君） 福岡住民課長。

住民課長（福岡真一郎君） お答えいたします。

先ほどの大村議員のご質問ですが、令和5年度から、実は、スマホアプリでも、ごみの分別が見れるようにしております。

佐用町のホームページご覧いただいて、ごみ分別で検索していただきますと、QRコードがございます。それを、スマホで読み取っていただければ、アプリが立ち上がるようになっております。

そのアプリも、最初にご自分のお住まいの地域を登録していただけますと、まず、アプリ立ち上げた時に、今日は、何ごみの日ですというのが出てきます。非常に、カレンダー見なくてもいいので、便利なものと、それと、先ほど、議員がおっしゃったように、例えば、アイロンって何ごみになるんやろうということで、検索することも可能になっております。

スマホというのは、皆さん、大体、常に、自分の側に持っておられると思いますので、その冊子見たりする手間なく、ごみの分別方法、その何ごみになるかということと、またあと、例えば、燃えるもの、燃えるごみの出し方とか、簡単なQ&Aとか、そういうのもアプリ上に載っておりますので、ぜひダウンロードしていただいて、使っていただきたいと思っております。以上でございます。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） 今、スマホのアプリのことをご説明いただきました。

スマホのアプリのようなもので、見やすく、検索しやすいようになって、それによって、1つ分別を推進するというか、そういった部分の対応もされているということで、ありがとうございます。

今、ごみの部分について、質問させていただきましたけれども、このクリーンセンターに関わる、大きなコストの部分の説明もいただきましたし、埋立てごみの処理場に、最終処分場、その部分の残りの年数についての目安というか、そういった部分についても、見通しについても、ご説明をいただきました。

また、分別、そういった部分についても、コンポストについてもお話いただきましたけれども、ごみ処理をめぐる課題というものは、日々に欠かすことができないんですけども、単なるコスト、技術の問題にとどまらず、地域の在り方や暮らしの質そのものを見直

す契機になるんじゃないかというふうに思っております。

住民の皆様の理解と協力を得ながら、将来にわたって持続可能なごみ処理の体制を住民の皆さんと共に築いていけるよう、積極的にビジョンとか、そういった情報を発信していただけることをお願いいたしまして、1つ目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

では、2つ目の質問に移っていきたいと思います。

2つ目の質問は、上下水道に関するものです。今後の上下水道の安定的運営のためということで、上下水道は、日常生活や産業活動に不可欠なインフラであり、地域住民の生活を支える基盤です。

現在、全国的にも共通する課題として、インフラの老朽化と人口減少・過疎化が進行する中、今後の財政運営をどう維持するかが問われています。

本町においても例外ではなく、設備の更新費用の増大、利用者の減少に伴う収入減といった課題に直面しています。

引き続き、上下水道を安定的かつ効率的に運営していくために、以下、3点について、お伺いいたします。

1つ目が、上水道についてです。上水道は、町民の命と暮らしを支える最も基本的なライフラインの1つです。しかし、管路の老朽化や維持コストの上昇など、様々な課題があります。

本町の上水道網の現状、特に老朽化の進行状況や維持管理体制について、町としてどのように認識されているのか、お答えください。

また、近年は運搬給水を活用した柔軟な水供給体制を模索している地域もあります。

本町においても、運搬給水などの代替手段について検討状況もお伺いしたいと思います。

2点目、下水道・浄化槽についてです。現在、本町における下水道整備の状況、下水道区域・合併処理浄化槽・未整備区域の割合について、具体的にお教えいただけましたらと思います。

また、過疎化が進む中、従来下水道網の更新は費用対効果の観点からも困難となっていくというふうな部分があるんですけども、一部の自治体では、下水道の新規整備や更新の代替策として合併処理浄化槽化の普及を進めているというような例も見られていますが、将来的なインフラ維持の観点から、下水道と合併処理浄化槽の住み分けや方向性をどのように考えているのか、町の考えをお伺いいたします。

3つ目が、有価証券での運用についてです。本町では有価証券の購入による資産運用が行われていると思うんですが、有価証券での運用を行うに至った経緯と背景をご説明いただけましたらと思います。

また、その運用方針について、現時点でのポートフォリオ等についてもお伺いします。

議長（千種和英君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、今後のご質問でございます上下水道の安定的運営についてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員も、ご指摘いただいたとおり、私たちの生活をする上で、なくてはならない社会インフラにつきましても、人口が減少しようが、どういう状況になろうが、そこで皆さんが生活される方がいらっしゃる以上は、その機能を維持していくことが、行政の基本的な責任、役割であるというふうに思いますが、しかし、それには、町の財政運営にも大きな負

担がかかると、そのことが、大きな課題の1つとなっております。

生活インフラの大事なインフラであります上下水道、これを安定的に、運営を今後ともしていくためには、まず、財源を確保することが必要であります。

現在、いろいろな事業を行う上で、この施設を運営していく上で、地方債や企業債、これを活用、充当することで、資金を確保しているわけではありますが、こうした、いわゆる借金による運営においては、当然、これを続けていけば経営悪化を招くために、こうした地方債や企業債、こういう発行についても限度がございます。

そのため、新たな財源を確保する必要が、当然あるわけではありますが、しかし、新たな財源と言っても、これはもう、最終的に現状では、料金、使用料を値上げするしか方法がないわけであります。

ただ、それは、町民の皆さんの負担に直結する問題で、話でありまして、ただ、運営経費を、そうした料金で全て賄うという考え方になっていけば、現在の水道料金、2倍にしても、3倍いただいても、とても、それで賄えるものではございません。

だから、なかなか簡単に値上げと言っても、1割、2割値上げしても、とても、それは運営を改善していくというようなものにはならないという状況でありますから、佐用町としては、ここ何年も、そうした水道料金の改定ということは、下水道料金含めて行っておりません。

ただ、毎年、大きな運営赤字と言いますか、不足分が出てきておりまして、それについては、基準外繰入れという形で、一般会計から、これを、この事業に繰り入れて、この事業を、ずっと続けてきたというのが現状であります。

昨年から、この水道、下水道、公営企業会計で運営をしなければならない、会計上の処理も変わりました。そういう中で、さらに、当分の間、この料金改定をせずに、何とか据え置いたまま運営をしていくということを目指して、簡易水道並びに下水道の会計それぞれに内部留保金として、約10億円ずつ、この積立てをしたところでございます。

ただ、この10億円も、毎年、何億の赤字になっていけば、当然、すぐに、これがなくなってしまいうわけであり、なかなか、将来的には、そうした内部留保金、一般会計から、新たに、そうした会計に繰り入れていくということが、一方ではできない。佐用町全体の財政としてもできなくなることは、間違いのないというふうに思っております。

そのためにも、まず、今、取り組まなきゃいけないのは、こうした毎年の運営事業、この事業におけるコスト、運営支出を少しでも抑制をしていく、そして、施設の長寿命化を図っていくと、こういうことに、まず、計画的に取り組んでいかなければならないというふうに思います。

その1つには、やっぱり効率化を図っていくということ、施設の運営の効率化、そして、そのためには人口が減っていけば、使用料に応じた施設のサイズ、施設の容量を、これもできるだけ縮減、縮小していくという、そういうふうなコスト縮減ということをやっていく必要が、当然、あろうかとは思いますが、やはり、なかなか、これも今の建設コストなり、あるものを簡単に小さくしていくということは、非常に、これもコストもかかり、非常に難しい課題でもございます。

また、そういう施設の管理運営を担っている技術職員、維持管理業務を担う、そうした専門性が高い技術職員というものが必要であります。その確保が十分できないという状況でありまして、そういう面からも、こうした水道や下水道、こうしたインフラを維持することが、なかなか困難になってくる大きな課題でもあります。

インフラの維持管理の効率化を図るために、下水道事業では、既に、もうかなり以前から取り組んでおりますように、既存の施設の統合、農集と特環、公共下水道を統合したりということは、既に、かなり計画的に進めておりますし、また、し尿処理等におきまして

も、特環の公共下水道事業所で処理ができるように、今回しました。もう既に、全て稼働して、以前あった衛生公苑は廃止するというので、今、また、撤去の準備も進めておりますけれども、そうした効率化を図る。また、集約化を図るということを考えておりますけれども、ただ、水道事業については、なかなか、水道施設たくさん町内には施設を持っているわけですが、水道の特性で、簡単に水道管をつなげば1つになるというものではありませんので、これの機能を、ちゃんと維持しながら、施設の統合をしていく、なかなか、これは難しい。そして、限られた人員で、これを維持管理していくということ、こういうことが、非常に難しい状況ですが、そのあたりを、今後、十分、計画的に取り組んでいく、検討していく必要があるというふうに考えております。

そういうことの中で、まず1点目の本町の上水道網の現状、老朽化の進行状況や維持管理体制、また、運搬給水などの代替的な、新しい方法について、お答えをさせていただきます。

水道での上水道網の現状につきましては、町内に浄水場が13か所、配水池が53か所、加圧ポンプ場が47か所、そのほか減圧槽などがございまして、これら全てが供用開始から約40年を経過した施設が多くを占めております。

浄水場には、水を作るためのろ過設備、取水や送水ポンプなどの機械設備、水質を測定するための計測機器、そのほか電気設備や通信設備などがあり、耐用年数が、それぞれ異なっているために、設備や機器ごとに耐用年数、また、老朽化の状況を点検、見ながら、順次更新を進めているところであります。

また、管路施設につきましては、水道管の総延長、町内約470キロがございまして、管種といたしましてはダクタイル鋳鉄管、これが283キロ、管路の60%を占めます。また、塩化ビニール管が約173キロ、37%。ポリエチレン管が約3キロ。また、石綿管、以前使っていた石綿管というのも6キロほど残っております。

それぞれの水道管は、建設当時の規格にあった材質によって埋設をしております、例えば、ダクタイル鋳鉄管は地方公営企業法施行規則によりますと耐用年数が40年ということで、既に、経過をしているところが多いんですけれども、これは、あくまでも経理上の基準でありまして、実際に使用できる年数とは異なっております。合併以降は、石綿管や、また、漏水箇所の多い塩ビ管、ポリエチレン管等を優先的に更新し、特に、更新時においては耐震管に、今、更新をしているところであります。

水道施設の老朽化の進行については、各簡水事業ともに、ほぼ同時期に創設をされており、今後、更新のピークが集中するわけですが、そのため、アセットマネジメント計画により施設の重要性や緊急度により事業を計画的に実施しているところであります。

維持管理体制につきましては、平成24年度から水道施設維持管理業務を、現在、日本メンテナンスエンジニアリング株式会社に委託をしております、管末での簡易な水質検査は毎日行っているほか、定期的な水質検査や臨時の水質検査、各施設の点検、薬品の補充、配水池の清掃などを委託しております。

なお、同社は、宍粟市や美作市においても維持管理業務を行っております、休日や夜間は宍粟市で本町の遠方監視システムを監視しているなどして、合理化を図りながら、緊急時の対応もしっかりとできているところでございます。

それ以外に、管路の漏水対応や修繕工事の手配などは、職員が行っているわけですが、本年度は水道技術管理者資格の取得を予定するなど、水道施設を維持管理する専門的な職員の育成にも力を入れているところでございます。

運搬給水につきましては、一部で行われている市町もあることは承知はいたしておりますけれども、本町の配水池の配水量から見ても、2トン車で対応できるような配水池はございません。また、本町では、世帯数の少ない一部の地域では、配水池を設置せずに加圧

ポンプ場からの圧送で対応しており、既に、そうした効率化を図っているところでありませ

次に、2点目の本町における下水道整備の状況、下水道と合併処理浄化槽の住み分けや方向性をどのように考えているのかということでございますが、佐用町には、特定環境保全公共下水道の区域、また、農業集落排水の区域、コミュニティ・プラントの区域、また、合併浄化槽での処理区域がございまして、特環と農集、コミプラは処理方法も同じ、集合式です。旧町で国庫補助金など有利な選択をしたものでありまして、特環が全体の約59%、農集が約9%、コミプラが約2%、全体の約7割を占めております。残りの約3割が合併浄化槽で、このうち、町管理の合併浄化槽は約27%、個人管理の合併浄化槽は約3%、これは全体の処理量においてですね、若干、個人管理の合併浄化槽、企業とか、そういうところはございますが、ほとんどは、佐用町におきましては、町が施設として、町管理で合併浄化槽も処理、運営を行っております。

特環と農集・コミプラ区域でも一部合併浄化槽の区域もございまして、このように佐用町の下水道というのは、そうした地域の実情、地形、そういうものを見ながら、特環であり、農集であり、また、合併浄化槽、そういうものをうまく組み合わせた合理化を図っているところでもあります。

また、未整備区域はございませんけれども、トイレや風呂の改修は個人負担も大きいため、一部未接続、特環なんかで管は敷設されているわけですがけれども、まだ、加入されていない方、家庭が約2%ございます。

下水道事業では、農集施設を特環施設に接続し、浄化センターを廃止する統廃合も、先ほど申しましたように、進めてきております。また、佐用浄化センターと三日月浄化センターでの前処理施設の建設も行いまして、佐用衛生公苑を廃止し、合併浄化槽の汚泥や各家庭のし尿等も受入れができるようにしております。今後も引き続き、農集及びコミプラ施設と、特環施設との統廃合も、まだ、全部終わっておりません。計画的に進めてまいります。

また、本町では約1,800世帯の合併浄化槽を維持管理しているわけでありましてけれども、今後、人口減少が、さらに進む中で、住み分けは個々の状況により異なるため、難しい点はあるけれども、基本的には集落が大幅に縮小する地域で、かつ、管路が長い区域においては、処理方法を現在の農集や特環などの集合式の管で汚水を集めるという方法ではなくて、合併浄化槽、個々の家で、合併浄化槽で処理する方法に転換することも視野に入れて、検討をする必要があろうかというふうに考えております。

先ほど、全国的にも、そういうことが、今、課題になっているということも、大村議員、お話になりましたけれども、これは、ちょうど、私ども、佐用町としての全国的な発信をいたしております、そうした、私も、こうした人口減少の中で、合併浄化槽の活用というのが、非常に合理的であり、これからの時代、非常に生活排水を、きちっと処理をしながら、経費的にも非常に削減ができる処理方法として、これまで無理に集合式にしてきたところも、人口が減って、1軒や2軒残ったところというのを、それを全て維持していくというのは、非常に大きな経費がかかります。そういうところは合併浄化槽に、逆に変えていくという方法、こういうことも必要だということも、いろんところで講演なんかさせていただいて、話をさせていただいて、ほかの自治体なんかでも、それは、非常に必要だと。国においても、そういう方法も必要だということが、今、言われてきております。

最後に3点目の、これ有価証券の運用を行った経緯と背景。これは、先ほど申し上げた留保金、各会計で置いた、これの資金の運用かと思っておりますけれども、これまで、そうした、いわゆる剰余金のような、留保金、そうした、かなりの多額の、今、各会計に10億ずつの留保金を積み立てておりますけれども、この留保金についても、公金として、しっかりと

安定的に管理していかなければならないわけですが、少しでも有利な、これから、また、金利が高くなってきましたけれども、そうした運用も必要かということでもあります。

ただ、管理運用をするについては、当然、安全かつ効率的な形で、安全性、また、流動性の担保・利回りも、1つ、当然、要素として考えながら、金融機関を選定し、公金の管理として、この有価証券等の購入を行うということにして、購入をしております。

この点については、庁内に公金管理委員会というのを設置いたしまして、当然、そうした公金の安全かつ効率的な管理を前提に、いろんな情報を、また、それぞれから得ながら運用をしておりますので、これは、水道や下水道だけではなくて、町が保有しております、それぞれの資金、これも、当然、そういう形で運用をしております。それと、また、同じように運用をしているということをお伝えしたいと思います。

この件は、また、専門的な金融の関係ですから、債券でありますとか、ペイオフとか、いろいろと経済の状況によって変わってきているんですけども、佐用町の債権というのは、基金を基金管理として、令和6年度末現在で31口、総額44億4,000万円保有しております。また、国債も9口、地方債を21口、そういうところの債権も保有をしておりますので、その点は、安全かつ、当然、有利な形ということが前提ですけども、安全に管理をしていることはお伝えさせていただきたいと思います。以上です。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1番（大村 隼君） ありがとうございます。

上水道について、そして下水道、そして浄化槽についてを、運用について、その部分について、お伺いしました。

まず、順番に再質問のほうをさせていただきたいと思うんですが、上下水道については、いろんなダクタイル鋳鉄管とか、そういった管路の種別などについてもご説明いただきました。

その中で、運搬給水に関しては、2トンの運搬車では配水池に入れるには、ちょっと、サイズが見合わない、サイズが大きいので、配水池のサイズが大きいという意味ですねという中で、また、人数が少ない、給水している世帯が少ないところについては、直接、加圧ポンプによる給水を行っているというような説明もいただきました。

その中で、配水池に水を入れていくという部分になると思うんですけど、例えば、この部分というのは、必要に応じて、もちろん入れていくということになると思うんですけども、電気代ですよね、おおむね電気を使ったポンプかと思っているんですけども、基本的には、その電気のポンプという認識でいいのでしょうか。ちょっと、質問を続けていくのにお伺いしたいと思います。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（千種和英君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） 全て電気です。はい。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） すみません。ありがとうございます。

電気のポンプですと、やはり電気の値段というものが、今は、入札とか、いろんな手段がありますけれども、夜と朝、そして昼、時間帯によって値段が違うというようなものもあると思うんですが、そういったような時間による、配水池に入れるタイミングというのは、電気代が安いとか、高いとか、そういったものを考慮して入れられるような状況になっているのかどうかということ、まず、お伺いしたいと思います。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（千種和英君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） 夜間電力とか、そういった何言うんですか、そういうものじゃなくて、例えば、水位が下がったら入るとか、そういった関係なので。

それと、高圧の場所が多いので、あまり夜間とか日中とかの、それで料金が違うとか、そういったことはあまり関係していません。以上でございます。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

最初に、町長から説明いただきましたけれども、コストの縮減をやっていくというのが、すごく重要であるというようなこともお伺いしていただきましたので、対応できることは、もちろん、対応していただいているとは思ったんですけれども、お伺いさせていただきました。

その中で、人の話も少し出て来たとは思いますが、技術職員の確保が、なかなか難しいというような話がありましたけれども、これは実際に募集しても、なかなか応募がないというような現状なんでしょうか。お伺いいたします。

〔総務課長 挙手〕

議長（千種和英君） 笹谷総務課長。

総務課長（笹谷一博君） お答えします。

昨年度も、これは技術職、技師という職種を募集しているわけなんですけれども、昨年も採用がなかったと。それで、今年も、この7月から、また、募集することになりますけれども…、1名、退職して、1名の応募があったので、1名、今年、採用しておりますが、まだまだ、以前から不足しているということでしたので、今年度、また、7月から2名募集するというところで、準備しております。以上です。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番 (大村 隼君) ありがとうございます。なかなか募集しても、人が、特に、この技術職員とかについては、今年、1 人退職されて、1 人入られたということで、ご説明いただきましたけれども、なかなか大変だということは、以前も聞いていたんですけども、確認をさせていただきました。ありがとうございます。

あとは、ちょっと、お伺いしてみたかったのは、そういうメーターを測る、測るというか検査する方が 2 か月に 1 回、多分、回っておられるというふうに思うんですけども、それも、例えば、奥のほうのエリアに行ったら、IOT 機器を使って、自動で分かるようにするというようなことも、小規模からスタートできるのかなという印象があるんですけど、そういった部分については、どのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長 (千種和英君) 古市上下水道課長。

上下水道課長 (古市宏和君) いわゆるスマートメーターと言われている分だと思うんですけども、これもうちのほうも検討してまして、値段の比較をしたんですけども、実際、検針員が行くのと、そのメーターが高いんです。だから、その差をはかったら年間 2,000 万円以上上がるんです。だから、なかなか、これは難しいなということで、その実用的なのは、今、言われた、奥のほうにポツンと 1 軒あるとか、それから、犬を放し飼いにされているとか、そういうところが、なかなか検針員の方が行きにくいということで、そういうところを、今年、5 軒だけ、とりあえずスマートメーターをつけるという計画にしております。以上でございます。

〔大村君 挙手〕

議長 (千種和英君) 大村 隼議員。

1 番 (大村 隼君) ありがとうございます。

やっぱり、検針員さんの方も遠くまで、数軒に行く、そこに行きたい、行くのに、やっぱり時間もかかりますし、大変なことだと思います。

また、犬が放し飼いとかは、やっぱり怖いとかもあると思いますので、そういった部分についても対応していただいていて、今年、5 軒というふうな部分をお話しいただきましたけれども、そういったことも考えながら、いろんな削減とか、そういった効率化とか、そういった部分に対応いただいているということで、お伝えいただきまして、ありがとうございます。

それでは、ちょっと、下水道のほうに移っていきたいと思うんですけども、下水道についても、たくさんお伺いさせていただきました。

その中で、町長は、全国的に合併浄化槽、人口減少の中、合併浄化槽にしていくという部分が重要であるというふうに思っているというふうな、そういうふうな発信をされているというふうにお伝えいただきました。

やっぱり、そういった部分、いろんな社会状況が変わっていく中、そういった効率化の手法であったりする部分を行っていきながら、コストを削減しながらも、しっかりと、上水道、下水道両方を維持していこうというふうな気持ちというのは感じられました。ありがとうございます。

その部分で、たくさん説明をいただきましたので、その部分については、おおむね、初

めをお願いした部分について、しっかりと回答いただけましたので、ありがとうございます。

3つ目の部分、有価証券での運用についてなんですけれども、その中でも運用方針について、安全かつ合理的な、安全にしているんだということをお伺いできました。ありがとうございます。

最近は、金利も上昇していると、先ほど、町長の答弁にもありましたけれども、そうですね、国債とかの運用をされているというような部分もありました。ほかの債権の話もたくさんありましたけれども、これはもう、基本的な、主体的には債権というふうに考えてよろしいのでしょうか。お伺いいたします。

〔会計課長 挙手〕

議長（千種和英君） 森田会計課長。

会計課長（森田和樹君） 失礼いたします。
債権ということで、よろしいと思います。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1番（大村 隼君） ありがとうございます。

債権も金利が、国債も上がってきているという部分は確かにあると思いますので、そのまま置いておくよりも、そういった債権での運用というものを行うことが、町民の皆さんのために、実際なっているのかなという部分もありましたので、その部分も確認をさせていただきたかったというのがありました。

それで、今回3つ、この有価証券での運用、債券での運用についてもお伺いできました。ありがとうございます。

地域住民の安全・安心のための上下水道を守るという使命のもと、皆さんが、今まで財源確保、効率化など、たくさんのごことに取り組んでいただいております。

今後、住民の説明、そして、発信というものが引き続き重要になってくるのかなと思いますので、本町が持続可能な上下水道を実現してきたこと、それに関して感謝させていただきます。ありがとうございます。

また、今後、引き続いていく、続けていくための努力をお願いいたしまして、今日の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

議長（千種和英君） 大村 隼議員の発言は終わりました。

ここで、先ほどの平岡きぬゑ議員の一般質問に対する当局の説明の中で訂正があるようですので、当局の発言を許可します。三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 失礼します。

先ほど、平岡議員の質問の中で、支援員会議を毎月させていただいておるという報告させていただいたんですが、正しくは2か月に一度でしたので、訂正させていただいて、お詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。

議長（千種和英君） 当局の訂正に関する発言は終了しました。
平岡きぬゑ議員には、発言訂正の件、ご了承ください。
これで通告による一般質問は終了しました。

議長（千種和英君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。
お諮りします。議事の都合により、6月12日から15日まで、本会議を休会したいと思います
ますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。
次の本会議は、6月16日、月曜日、午前9時30分より再開します。
本日は、これにて散会といたします。お疲れさまでした。

午後03時48分 散会
